

議事日程（第4号）

令和3年3月11日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第3号 美方郡広域事務組合理約の変更について
- 日程第3 議案第4号 新温泉町集会施設条例の一部改正について
- 日程第4 議案第5号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第6号 新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第7号 新温泉町税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 新温泉町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 新温泉町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 新温泉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 新温泉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第14 議案第15号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（御火浦コミュニティセンター）
- 日程第15 議案第16号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（浜坂福祉センター）
- 日程第16 議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（浜坂野営場）
- 日程第17 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス及び青下ふるさと体験ハウス）
- 日程第18 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について

(草太園地)

- 日程第19 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(リフレッシュ館、森林総合利用促進施設及び新温泉町民プール)
- 日程第20 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(メイプルセンター及びパークロッジ)
- 日程第21 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(湯村温泉博覧館「夢千代館」)
- 日程第22 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(湯村温泉東駐車場及び湯村温泉北駐車場)
- 日程第23 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(健康公園)
- 日程第24 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センター)
- 日程第25 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(二日市ふれあいセンター)
- 日程第26 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(諸寄児童公園)
- 日程第27 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂山村広場)
- 日程第28 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂B & G海洋センター体育館)
- 日程第29 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂すこやか広場)
- 日程第30 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂相撲場)
- 日程第31 議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂体育センター)
- 日程第32 議案第33号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場)
- 日程第33 議案第34号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(旧八田中学校跡地体育施設)
- 日程第34 議案第54号 町道浜坂第60号線白馬歩道橋修繕工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告

- 日程第2 議案第3号 美方郡広域事務組合理約の変更について
- 日程第3 議案第4号 新温泉町集会施設条例の一部改正について
- 日程第4 議案第5号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第6号 新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第7号 新温泉町税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 新温泉町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 新温泉町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 新温泉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 新温泉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第14 議案第15号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(御火浦コミュニティセンター)
- 日程第15 議案第16号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂福祉センター)
- 日程第16 議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂野営場)
- 日程第17 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス及び青下ふるさと体験ハウス)
- 日程第18 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(草太園地)
- 日程第19 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(リフレッシュ館、森林総合利用促進施設及び新温泉町民プール)
- 日程第20 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(メイプルセンター及びパークロッジ)
- 日程第21 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- (湯村温泉博覧館「夢千代館」)
- 日程第22 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(湯村温泉東駐車場及び湯村温泉北駐車場)
- 日程第23 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(健康公園)
- 日程第24 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センター)
- 日程第25 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(二日市ふれあいセンター)
- 日程第26 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(諸寄児童公園)
- 日程第27 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂山村広場)
- 日程第28 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂B & G海洋センター体育館)
- 日程第29 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂すこやか広場)
- 日程第30 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂相撲場)
- 日程第31 議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂体育センター)
- 日程第32 議案第33号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場)
- 日程第33 議案第34号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(旧八田中学校跡地体育施設)
- 日程第34 議案第54号 町道浜坂第60号線白馬歩道橋修繕工事請負契約の締結について

出席議員 (16名)

1 番 池 田 宜 広君	2 番 平 澤 剛 太君
3 番 河 越 忠 志君	4 番 重 本 静 男君
5 番 浜 田 直 子君	6 番 森 田 善 幸君
7 番 太 田 昭 宏君	8 番 竹 内 敬一郎君
9 番 阪 本 晴 良君	10番 岩 本 修 作君
11番 中 村 茂君	12番 宮 本 泰 男君
13番 中 井 次 郎君	14番 谷 口 功君
15番 小 林 俊 之君	16番 中 井 勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 小 林 正 則君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西 村 銀 三君 副町長 西 村 徹君
教育長 西 村 松 代君 温泉総合支所長 長谷阪 治君
牧場公園園長 藤 本 喜 龍君 総務課長 井 上 弘君
企画課長 岩 垣 廣 一君 税務課長 長谷阪 仁 志君
町民安全課長 小 谷 豊君 健康福祉課長 中 田 剛 志君
商工観光課長 水 田 賢 治君 農林水産課長 西 澤 要君
建設課長 山 本 輝 之君 上下水道課長 奥 澤 浩君
町参事 土 江 克 彦君 浜坂病院事務長 吉 野 松 樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長 宇 野 喜代美君 会計管理者 仲 村 秀 幸君
こども教育課長 松 岡 清 和君 生涯教育課長 谷 淵 朝 子君
調整担当 島 木 正 和君 代表監査委員 川 崎 雅 洋君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第107回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、3月11日、東日本大震災の発生から10年目を迎えました。犠牲となられた方々に哀悼の誠をささげるとともに、いまだ震災の傷が癒えぬ地域の方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈りするものであります。被災地はいまだ復興の途上にあり、昨年来のコロナ禍のために、復旧、復興にブレーキがかかっていると聞いております。さらに、先月13日には、最大震度6弱という大きな地震に見舞われました。10年前の余震とも言われておりますが、地球誕生の46億年の歴史から見れば、10年はほんの一瞬と言えるかもしれないと考えさせられたところであります。

震災後、本町から福島県山元町等の支援に派遣された職員が多数在籍しているはずであります。今日を契機に、改めてその経験と教訓を顧みていただきたい。そして、防災や住民生活、まちづくりに生かすよう努めていただくことを望むものであります。

さて、本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われてお

りますので、その結果の報告、提出議案であります条例の制定及び改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中には、それぞれの委員会におきまして課題及び懸案事項への御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、3月は新たな旅立ちの季節であります。本町においても、昨日、浜坂、夢が丘両中学校で卒業式が行われ、115名の生徒が思い出の学びやに別れを告げ、新たな道へと一步を踏み出しました。歩む道は違いますが、それぞれのステージで多くのことを学び、人としてさらに大きく成長されることを期待するものであります。

さて、本日の定例会は、条例案10件、事件案22件につきまして、御審議をお願いするところでございます。また、追加で提案いたしました事件案1件につきましても、御審議をお願いいたします。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第107回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。去る3月1日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されていますので、その状況をそれぞれの委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が3月3日及び4日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、令和3年3月3、4日に開催いたしました総務産建常任委員会の報告を行います。

今回の委員会につきましては、3月定例会の議案等に係る報告、協議事項について、所管課の提出資料を基に調査したところであります。所管課は7課であります。各課とも

質疑のあった内容を中心に報告申し上げます。

それでは、委員会資料の順によって報告いたします。資料を御準備ください。

最初に、牧場公園課であります。報告事項は2件、協議事項は1件であります。

報告事項について、但馬牛博物館の増築についての質疑がありました。大型遊具については、4月3日にイベントを開催したいということ、それから博物館は県畜産課の事業でありまして、工期延長、繰越しを、今現在、国と協議しておると、そんな状況だということでございます。

協議事項については、令和2年度一般会計補正予算（第11号）についてでありましたが、異議なしで承認したところであります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

続いて、農林水産課であります。報告事項は7件、協議事項は3件でありました。

報告事項の中で、(2)番、新温泉町農林振興事業費補助金交付要綱の一部改正について、堆肥散布助成の対象についての質疑がありました。提供する農家、また利用する農家が対象、畜産農家の自家処理については対象外、乾燥堆肥を想定している、散布量については規定はしないが、調査はしたいということでありました。

続いて、(3)番、新温泉町新規免許取得者確保対策事業補助金交付要綱の一部改正であります。新規免許取得、何の免許だ分からんという分があったんですが、現在、わなの免許の保持者は、狩猟が8名、鉄砲ですね、わなが75名、免許有効期間は3年だそうです。今回、補助金の大幅な引上げについてですが、銃の所持免許の警察許可に伴う講習費用を助成したいということでありました。現在、銃取得者、要望者が1名あるようであります。

続いて、(5)番、新温泉町鳥獣処理施設搬入促進対策事業補助金交付要綱の制定であります。2,000円の補助なんです。狩猟期に県の加工施設の搬入に伴う2,000円を基準として額を定めたということでありました。町のクリーンセンター廃止時に1頭当たり処理費3,000円を上乗せした経過があり、全期間通しての搬入補助はしないと、そういう結果でありました。

続いて、(6)番、新温泉町高性能森林施業機械導入事業補助金交付要綱の一部改正ですが、森林組合が対象なんです。森林組合独自の国庫制度もあるという中、森林組合の経営改善の視点で助成すべきではあると。香美町とともに、今後の更新計画等、経営計画もしっかり確認した中で補助したいということでありました。

また、(7)番、湯村温泉愛宕山観光の経営状況についてであります。町の立ち位置が見えない、もっと明確にすべきだという質問がありました。支援の方法は国の指針に基づき行いたい。集客支援や施設維持支援が想定されるが、現在のところ、まだ決定していないということでありました。

また、協議事項について、(1)番、公の施設に係る指定管理者の指定、諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センターであります。継続して諸寄財産区管理協議会に

指定管理をするということであり、諸寄財産区管理協議会は自治法に基づく団体かという質問がありました。地縁団体であるということであり、異議なしで承認したところであり、

(2)番、公の施設に係る指定管理者の指定であります。二日市ふれあいセンターですが、継続して二日市区に指定管理をするということであり、施設を地域に移管してはという質問がありました。集会施設と木工施設があり、施設は林研グループも現在存在している中で、また、国庫補助でつくった経過もある。内容については、また調査をしたということであり、異議なしで承認したところであり、

続いて、議案第35号、一般会計補正予算（第11号）については、空き家に付随する農地について、農地取得30アール要件があるんですが、それを緩和すべきであると意見がありました。農業委員会で検討しているということの内容であり、異議なしで承認したところであり、

最終質疑における5点の追加資料が提出されました。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思っております。

次は、建設課であります。報告事項は2件、協議事項は5件であります。

協議事項の中で、公の施設に係る指定管理者の指定、諸寄児童公園の質問がありました。旧西浜村の資料館、資料倉庫があるようであり、継続して諸寄財産区管理協議会に指定管理をするという内容であり、異議なしで承認いたしました。

続いて、令和2年度一般会計補正予算（第11号）については異議なしで承認、浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）についても異議なしで承認しました。

また、温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）ですが、十字谷の活用を再検討すべきという意見がありました。地元の意見もあり、活用を考えていきたいということであり、異議なしで承認いたしました。

追加議案であります。町道浜坂第60号線白馬歩道橋修繕工事請負契約の締結であります。2月24日に入札を行いました。山村建設工業が落札、契約額は7,652万7,000円です。繰越しの予定であるということであり、実施施工期間は9月末ぐらいで考えたいと、そういう内容であり、異議なしで承認したところであり、委員会資料を御清覧いただきたいと思っております。

続いて、税務課であります。協議事項は1件でありました。

令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）なんですが、このうち繰越明許費、電子決済収納導入事業500万の委託料の内容説明を求めたんですが、コロナ特別措置で行政のデジタル化に伴うスマホ活用やコンビニ収納に対応するもので、令和4年度からスタートしたいと。税目は住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税を想定していると。異議なしで承認したところであり、

続いて、商工観光課であります。報告事項は7件、協議事項は9件でありました。

(2)番、令和3年度に向けた事業の取組のうち、町内共通商品券の発行事業であります

が、共通商品券30%プレミアム、県の商店街ポイント、県は20%、実施時期が重ならないようにすべきであると。また、町外者の利用についてはどうかという質問がありました。商工会と協議しながら対応したいということではありますが、全体発行額が2万セットでありますので、多くの方に利用いただける見込みだということでありました。また、休日については観光協会に対応したい、また、年金の振込時期なども想定して、買いやすい環境づくりをつくってほしいと、そんな意見もあったところであります。

続いて、結婚新生活支援事業であります。憲法上からも、年齢制限は理解できないという質問がありました。少子化対策からできた国の制度であり、町の判断で結婚対策の面から年齢を引き上げて実施するということでもあります。基本的に国の2分の1の補助があります。

それから、空き家利活用の事業ですが、なぜ必要かということと、誰が受け取るのか、地域づくりの視点から見てどうかという質問がありました。他町の例にもあり、空き家バンクの推進で、地域また行政にとって双方にメリットになるように考えているということでもあります。そこまでせんなのかということがありました。

続いて、地域おこし協力隊員の退職があるようであります。2点あるようですが、所管課の中で。退職補充の応募は現在ない。ただし、問合せは1件あるということでありました。

続いて、協議事項であります。新温泉町使用料徴収条例の一部改正について、提案がありました。生涯学習のむら施設のメイプルセンター内にワークスペースを開設することに伴い、使用料を規定するための所要の改正であります。ワークスペース使用料は1人2時間500円、1日1,000円。ホールの使用料については従来どおりであります。質問の中で、有料スペースの区分けの経過という質問がありました。従来からホールは、ホールアコーディオンカーテンを有料の区分としておると。ほかは共用スペースで扱ってきた。メイプルセンター内の使用が分割されることになるということでありました。重複利用ということが考えられるという中で、双方、使用者に十分理解して使用できるように配慮してほしいと。そんな質問があったところであります。

続いて、公の施設に係る管理者の指定については8施設の提案があり、結果としては、異議なしで承認いたしました。

質疑のあった分を紹介しますが、議案第17号関係、浜坂野営場であります。松林のほうですが、指定管理料はないがその理由はということで、浜坂観光協会はキャンプ場等収益事業を行っているため、また、施設維持には兵庫美化推進協議会や農林水産課等、他の支援も行っていると。

議案第18号、上山高原ふるさと館の件ですが、ふるさと館が倉庫になっていないかという質問がありました。もっと整理せということだと思ふんですが、誘客施設であり、適正な管理を行っている、点検してみたいという答弁でありました。

続いて、議案第20号、リフレッシュ館ですが、収支で利用料が低下しているが、対

策はどうかということ。住民の健康増進施設で観光利用もある。コロナ禍でもあるが、指摘事項は取締役会で議論しており、積極対応はしていきたいと、そういう副町長からの答弁だったと思います。

議案第22号、湯村温泉博覧館、夢千代館であります。誘客の努力が見えないという質問がありました。湯村の観光には魅力ある施設と考えている。物販、展示など新しい取組を指定管理団体と協議したいと、そういう内容でありました。

議案第35号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）については、異議なしで承認したところであります。

その他、みなし法人も支援金の対象と聞いておると。経済産業大臣の、自治体の判断とも発言していると。協議なり検討を進めてほしいという意見があったところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

続いて、企画課であります。報告事項は7件、協議事項は3件でありました。

報告事項、情報通信基盤整備ケーブルテレビ事業についてですが、質疑、ケーブルテレビの4事業、テレビ、告知放送、ネット、電話はどのようになるのか。検討委員会の中で、民間事業者のサービスを含めて検討をします。また、方向、方針を出して検討すべきではないかという質問がありました。基本は設備更新だが、方法は民間事業者の活用もある。プロジェクトチームで防災の議論が多くあった。現状では防災無線を含めての更新となるため、検討の幅が広がっていると、そんな内容でありました。

(2)番、新温泉町地域おこし協力隊設置要綱の一部改正についてですが、個人事業主という扱いになってくるんですが、勤務時間は月124時間、休曜日数はないということでありました。活動車両は公用車だったが、個人車の利用となる。勤務内の使用は、経費は補填していくと、そういう内容でありました。また、見直しのメリットなりはどうかということですが、活動の自由度が広がる。個々の活動での判断となるが、地元定住の道が広がると思っています。行政の関わりは、サポートは継続していくと、そういう内容でありました。ワーケーションの協力隊員は何かということでは、温泉振興枠でワーカーと地域のコーディネートを役割として予定していると、そういう内容でありました。

それから、新温泉町町民バス条例施行規則の一部改正であります。ゆめぐりエクスプレスが廃止となる後のことなんですが、現行の利用率は向上するのかということで、改正目的はゆめぐりバスと岩美快速便の代替であり、利用率の向上はやや難しいという思いがあるようであります。

続いて、新しい地域コミュニティづくりの取組についてですが、令和2年度の取組と地域の状況について質問がありました。奥八田の取組状況は、次年度はどのようになるのか。コロナで地域イベントは少なかった。新しい見守り活動を始めている。交通対策に取り組みたい意向があるようだ。先行した一つのモデルだが、それぞれの地域で地域に応じた活動をすることになると。

また、同じく奥八田ですが、福祉部会で民生委員の仕事を取ることはいかがなものか。

浜坂自治区にはなぜ必要かという質問がありました。民生委員は福祉部会に入っており、支援員は事務局作業で従事しているという内容でありました。ですから、民生委員はそのまま活動しているということでありました。自治区では花火や祭りのイベントがあります。それら事務的な支援ができるのではないかとということでありました。また、一律に網をかけることが不明という質問がありました。地域によって温度差はあるが、将来的に課題、問題点があると思われる。その対応策に活用されればよいと考える。また、総括支援員については、役場が人選すると。春來については役員が兼務する予定。奥八田、八田、諸寄は個々で人選をする予定。経費として200万円は人件費、1人当たりですが、活動費は80万円が国の対応となると。

次に、第2次新温泉町総合計画の実施計画については公共施設管理計画が反映しているのかということに対して、計画は示されていないが、一部に施設修繕が入っていると、そういう内容であります。また、おんせん天国室事業、温泉活用事業等について、提出の資料のワーケーションや温泉活用事業は、説明が箇条書で内容が分からない部分が多くある。予算提出までに、理解を求めるための説明資料であるべき。そういう点が多くありまして、多くの質疑があり、再度資料の提出を求めたところであります。その関係で、天国カフェ、一般社団法人で実施ということだったんですが、定款を確認したいという質問がありました。設立後に資料提出したいということでありました。また、モニターツアー、温泉配達も要綱をつくるべき。対象の温泉施設については、明確にすべき。また、要綱については作成したいと、温泉施設を明記したいと。温泉活用事業の(1)番から(4)番については、要綱提出をしたいということでありました。

七釜温泉2号源泉の建屋の改修について、質問がありました。内容については、温泉活用の点から、足湯、飲泉等のために建屋の改修を行うということでありました。メイプルセンター屋根修繕と、テレワーク交付金事業のことの質問がありました。屋根改修は、過疎で当初予算で予算化したい。もしテレワークの交付金が採択となれば、6月に交付金とソフト事業を補正したいようであります。屋根修繕はどこがするのかと。商工観光課が行うべきではないかという質問がありました。交付金が通れば、企画課が行う。副町長から、重点事業では事業所管は企画課とされていると。ちょっとおかしいなという点が議論としてありました。総計予算主義から問題ないのか、当初に計上されなければ、採択になっても次年度送りになる。当初に盛り込むべきだという質問がありました。財源が確定していないものを計上するわけにはいかないという答弁でありました。この件については、県の議長会に総計予算主義についての問合せをすることとなったところであります。モニターツアーの経費は全て町が負担するのか、無料で温泉利用は理解できないという質問がありました。ワーカー8名は全て町の丸抱えで招致する。温泉利用は原則有料が基本だが、移住促進等、昨今の状況から実施したい。これは副町長の答弁でありました。

その他、諸寄駅庁舎については、JRの回答待ちになってるようであります。次の委

員会で報告したい、またJRの意見としては、当初、建物ほか全てを管理するなら町の意向に沿う、そういう見解があったようであります。

協議事項は3点でありました。議案第11号、辺地に係る総合整備計画の変更、議案第15号、公の施設、御火浦コミュニティセンター、議案第35号、一般会計補正予算（第11号）、3件とも異議なしで承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

続いて、総務課であります。報告事項は7件、協議事項は3件でありました。

報告事項の部分で、②ですが、令和3年4月1日付の採用予定は20名であります。ただし、再任用12名は含んでおりません。それから、会計年度任用職員の募集及び採用予定者については、3月1日現在で251名、このうち継続者は235名だそうです。

それから、(3)番、新温泉町申請書等押印の省略に関する規則の制定についてですが、記名または自署の点についての質問がありました。様式にパソコンで名前を打つことも含んでおるということや、除外規定もあるが、同意書を自署した場合の申請者の押印もあり得ると、そういう見解も出たところであります。申請書等に男女を問うものがあるが、見直してはどうかということ。実態調査をしてみたいという内容でありました。

(5)番、新温泉町会計年度任用職員の勤務時間、休日休暇等に関する規則の一部改正についてであります。夏季休暇日数を5日にする内容。もともと4日であった基準はどこかということがありました。令和2年1月1日、国の非常勤職員の規定が、夏季休暇3日となったということが前提にあり、町は平成23年度から4日で夏季休暇を出しとると。職員団体との交渉により、待遇改善の中で5日としてきたということでありました。

産休は無給であり、有給にできないか。会計年度任用職員についても産休があります。ただし無給ということの中で、有給にできないかということであるんですが、国県に準ずる制度であり、大きく逸脱はできないが、引き続き検討はしたいということでありました。

協議事項であります。美方郡広域事務組合理約の変更、議案第3号であります。美方郡広域事務組合の議員定数において、多くの議員参加の機会を得るため、議長枠を取るものであります。実施は本年4月1日からであります。香美町と同文議決で提案されているところであります。異議なしで承認したところであります。

続いて、議案第4号、新温泉町集会施設条例の一部改正について。建設時の起債が完済となったことに伴って、七釜ふれあいセンターを七釜区に譲渡するものであります。根拠は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条であります。異議なしで承認したところであります。

続いて、議案第5号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員には労働基準法第37条が適用されるため、時間外勤務手当、休日勤

務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の計算方法について、労働基準法に準じた内容に改正するというものであります。異議なしで承認したところであります。

続いて、議案第6号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の指定感染症として定める等、政令の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。異議なしで承認いたしました。

議案第7号、新温泉町税外徴収金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。異議なしで承認いたしました。

続いて、議案第35号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第11号）では、財産管理費742万4,000円の減額についての質問がありました。駅前交番用地の購入において、町、県、地権者、3者契約となったため、町有地の県買収と相殺され不要となった。また、別の質問、減収補填債については、減債基金に積み立てるという内容でありました。

次に、特別定額給付金10万円の減額があります。26人の交付がなかったということですが、その内容ですが、交付金の希望がなしが8名、受給権なしが6名、居所不明4名、連絡ができない者4名、住居実態なし1名、行方不明1名、DV対象1名、口座不明1名の26名だったようであります。詳細については委員会資料等を御清覧いただきたいと思っております。

その他、災害時の庁舎の電源確保についての意見があったところであります。

最後に、閉会中の継続審査については、10項目を議長に提出することといたしました。

ここであえて申しますが、今回の委員会については、2日間、14時間を超える調査となりました。新年度に向かって案件の量は理解できるところでありますが、説明資料に不備、不足が見られたということ、有意義な審議となるよう、資料の作成段階または決裁の過程の中で十分な資料の点検調査を、精査を意見として出しておきたいと思っております。

以上、長くなりましたが、以上で報告を終わります。

○議長（中井 勝君） 総務産建常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。これをもって質疑を終わります。

中村委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が3月8日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

民生教育常任委員会の報告をいたします。標記につきまして、新温泉町会議規則第76条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

開催日時は令和3年3月8日9時開催いたしました。所管事務調査は、今回、6課ありました。健康福祉課、こども教育課、生涯教育課、町民安全課、上下水道課、公立浜坂病院でありました。

今回の所管事務調査の内容は、報告事項と協議事項でありました。各課の事務調査内容を報告します。報告事項は、質疑のあったものを中心に報告いたします。割愛部分は委員会資料を御清覧ください。

では、健康福祉課から報告いたします。報告事項は8件ありました。

まず、1点目、新温泉町乳児紙おむつ等購入費助成事業実施要綱についての報告がありました。内容は、新温泉町子育て世代包括支援センター事業として、保健師等が定期的に乳児の様子を把握し、子育て期における母子保健及び育児に関する様々な悩みに適切な支援等を行うため、育児相談、安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進しながら子育て世帯の経済的負担を軽減し、乳幼児紙おむつ等の購入費用を助成することを目的としたもので、質疑がありました。対象者は保護者につき助成券1枚か、子供1人に1枚かという質問に対しまして、子供1人に1枚であるとの説明でありました。次に、財源はふるさと納税で賄うのか、継続性、安定的に問題はないのかという質問に対しまして、答弁としまして、少子化対応包括支援事業であり、今年はふるさと納税を財源とする。今後は、財政と協議しながら検討するという説明がありました。

次に、新温泉町産後ケア事業実施要綱について報告がありました。この目的は、家族からの産後の十分な支援を受けることができない等の理由により育児支援を必要とする産婦に対し、心身の安定と育児不安を解消するとともに、児童虐待の未然防止を目的とする新温泉町子育て世代包括支援センター業務として実施する要綱の制定であります。質疑がありました。申請者は誰がするのかということで、これは保護者、産婦ということであります。誰が支援を必要と考えるのかという質疑に対しまして、保健師が面談する中で判断する。次に、目的に、家族から産後の十分な支援を受けることができないとあるが、制度に対するマイナスのイメージとならないか。家族の中に入っていないといけない、行政として踏み込まないといけないという質問に対しまして、要綱の内容を見直す必要性を聞き取りなどにより判断していくとの説明がありました。どこの事業所で受けられるのかという質問に対しまして、鳥取の民間事業所が1か所あると。そのほかに、出産した人を対象にした病院もあるとの説明でありました。次に、対象者が込み入った状況となっている場合、手続上分かるようにしないといけないのではないのかという質問に対しまして、保健師が面談する中で対応する、必要事項は特記事項に記載して、チェックリストを作成しながら審査会にかけるなど整備していきたいとの説明がありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、7件目に、新型コロナワクチン接種について、報告内容としましては、経過、

優先順位、課題、希望者の取りまとめ方法、今後の課題、今後のスケジュール等の説明を受けまして、委員会資料を御清覧ください。

質疑がありましたので、内容を若干説明いたします。基礎疾患をどのように判断するのか、一定数を目指さないと計画を立てにくいのではないかという質問に対しまして、あくまで本人申請であるということであります。また、レセプトデータを使っては、かかりつけ医に情報提供してはどうかという質問に対しまして、PRしていきたいとのことでありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項が8件ありました。

1件目であります。新温泉町税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正の議案第7号であります。これは委員会として了承することにいたしました。

次に、国民健康保険条例の一部改正について、議案第10号であります。これにつきましても委員会として了承することにいたしました。

次に、介護保険条例の一部改正について、議案第11号ですが、これも委員会として了承することにいたしました。

次に、長い条文であります。4件目の議案12号であります。新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてにつきまして、これの質疑がありまして、条文が長過ぎるということで、整理してはどうかという質疑がありました。これは条例なのでできないという答弁を受けております。

次に、議案16号であります。公の施設に係る指定管理者の指定について、議案16号、これも委員会として了承しました。

次に、議案35号、一般会計補正予算についてであります。若干の質疑がありました。社協の施設改修等、前向きに取り組むべきである。老朽化について、立ち会い把握しているかという質問に対しまして、立ち会って把握しているとの答弁がありました。委員会として了承しました。

次の議案、新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、委員会として了承しました。

次に、新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についても委員会として了承しました。

次に、こども教育課に入ります。報告事項は6件ありました。

新温泉町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について。目的としましては、学校運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会と校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等、学校運営への参画、支援、協

力を促進することにより信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものを目的とする設置の規則制定であります。そこで若干の質問がありました。設置校はということで、令和3年は照来小、浜坂南小で始める。令和5年には全小・中学校に設置するとのことでした。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、新温泉町適応指導教室設置要綱の制定についてであります。設置の目的等につきましては、心理的要因、情緒的理由等により登校できない不登校傾向状態にある児童生徒に居場所を提供し、社会的自立を目指した指導、支援をすることを目的として設置するものであるということで、名称としましては、適応指導教室「ほっと児遊（じゆう）」ということで、場所は新温泉町文化会館内に設置するとの報告がありました。詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

次に、浜坂認定こども園整備候補地の選定について、浜坂認定こども園周辺、味原川改修事業、小井津町水道対策事業、水門工事要望等について、県土木情報による経過報告と浸水被害状況報告を町長から説明がありました。次に、町長の報告の中で、小井津町の要望、自治区からの要望等、小井津橋水門工事等は、県のアクションプラン計画に採択されたとの説明と、現在は監視カメラが設置されておるとの説明がありました。また、付近住民から安心安全な場所だと、先祖代々住んでいる、洪水浸水水害が来る来ると言わないでほしいとの要望もあったという報告は受けております。

続いて、松岡こども教育課長から浜坂認定こども園建て替え候補地の比較検討案が提出され、説明がありました。委員会資料の比較資料を御清覧いただきたいと思っております。質疑がありました。まず、現地がよい、役場周辺エリアは狭い、庁舎拡張用に用途があるのではないかと。また、現地がよい、住民の声、要望書、3,000名の署名、検討委員会の答申等、軽視できないのではないかと、尊重すべきであるという意見がありました。また、現地西側は、安心安全、改修改築安価で早期整備が可能があるという意見がありました。次に、役場周辺エリアは宅地であり、工期が早く安心安全であり、メリットがあるという意見がありました。また、役場周辺エリアは浸水想定1000分の1、1,000年に1回ですか、ハザードマップに対応しているのではないかと、ふさわしい土地であるという意見もありました。これらたくさんの意見がありましたが、こども教育課長は、御提案の御意見を参考にし整理して庁舎内協議を行い、業務委託料について、令和3年度早期に提案できるよう、いずれにしてもつなげていきたいという説明がありました。

次に、協議事項が1件ありました。一般会計補正予算、議案第35号です。委員会として了承しました。

次に、生涯教育課であります。報告事項は4件ありました。委員会資料を御清覧ください。

協議事項は8件ありました。これは、公の施設に係る指定管理者の指定についてが8件あって、ほとんどでありますので、議案第28号、委員会として了承しました。

次に、同じく公の施設管理者の指定です。これは、浜坂B & G海洋センター体育館、議案第29号で上がっております。これも委員会として了承しました。

あとは、名称のみ説明いたします。議案第30号で、浜坂すこやか広場、委員会として了承しました。次に、浜坂相撲場、議案第31号、委員会として了承しました。次に、浜坂体育センター、議案第32号、これも委員会として了承しました。次に、浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場、議案第33号であります。委員会として了承しました。次に、旧八田中学校跡地体育施設、議案第34号、これも委員会として了承しました。

一般会計補正予算（第11号）について、委員会として了承しました。

次に、町民安全課です。報告事項6件ありました。

新温泉町出生祝品贈呈事業実施要綱の制定について、質疑がありました。これは、概要といたしましては、新温泉町の次世代を担う子供の誕生を祝福するとともに出生祝品を贈呈し、健やかな成長と子供と子育て家庭を地域全体で支援していくまちづくりを推進することを目的とする要綱の制定であります。質疑がありました。まず、商品券の形式はどんなものですかということです。1,000円券を50枚つづりだということで、商品券はどこが渡すのかとの質問に対しまして、町民安全課ですという説明を受けております。

次に、協議事項は3件ありました。

議案第8号、犯罪被害者支援条例の制定について、委員会として了承しました。

次に、防災行政無線通信施設の設置管理に関する条例の制定について、議案9号であります。委員会として了承しました。

次に、一般会計補正予算（第11号）の案第35号であります。これも委員会として了承しました。

次に、上下水道課です。協議事項4件ありました。

まず、都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、これも委員会として了承しました。

次に、下水道事業等分担金徴収条例の一部改正について、これも委員会として了承しました。

次に、水道事業会計補正予算（第5号）について、委員会として了承いたしました。

次に、下水道事業会計補正予算（第4号）について、委員会として了承しました。

最後になりますが、公立浜坂病院、介護老人保健施設の報告事項が3件ありました。

公立病院内で整形外科医師の招聘ということで、久保仁志先生、62歳で常勤医師として4月から着任するという報告を受けました。また、介護老人保健施設ささゆりにおいて、施設長の招聘ができましたということで、辻村真里奈さん、34歳、常勤医師とのことでもあります。4月から着任するという報告を受けております。

次に、公立浜坂病院の施設改修計画等の進捗状況について、質疑がありました。計画見直し、廃止等、件数も多く不用額が大きい、これはなぜかということの質問があり、

見直し計画を示すことを要求するという質疑がありました。これに対しまして、新型コロナウイルス感染症拡大等で収益が減少したための計画変更であるということで、計画資料は後日提出することの答弁を受けております。

協議事項は1件ありました。公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）についてであります。議案42号であります。委員会として了承しました。

その他で請願が2件ありましたが、請願第2号について報告します。

核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書の提出を求める請願書について、審査いたしました。付託された案件であります。これは賛成多数で採択すべきものとした。

次に、閉会中の継続審査申出について、閉会中の継続調査申出について、申出書は1から10まであるんですが、10件につきまして、会議規則第74条の規定により議長に申し出ることを委員会として了承しました。

以上、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑ありませんね。これをもって質疑を終わります。

宮本委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が3月1日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

阪本委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（阪本 晴良君） それでは、議会広報特別委員会の報告をいたします。

去る3月1日の全員協議会の終了後に開催をいたしました。第62号の議会だよりの発行について協議いたしました。発行は、4月22日木曜日を予定をいたしております。一般質問や討議の原稿依頼を、今月17日に、極力、議事録をつけて行う予定としております。つきましては、締切日を3月30日としますので、御協力よろしく願いいたします。

また、前回の委員会までに検討しておりました、読みやすい議会だよりを検討しておりましたところですが、内容としましては、一般質問の2人1ページによる全体のページ数の削減、また、表紙と裏表紙をカラー印刷するということでありましたですが、意見が整いませんでした。したがって、これまでどおり、一般質問につきましては800字で提出をお願いいたします。

なお、文書の校正に大変時間を要しております。何度も読み返していただき、最高の原稿を提出していただきますよう、切にお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 阪本委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

町長から発言の申出がありますので、これを許可します。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本会議の貴重なお時間をいただき、昨年発生しました職員の不祥事につきまして、おわびと御報告、そして決意の一端を述べさせていただきます。

令和2年3月、新温泉町職員が情報漏えいによる官製談合防止法違反等の容疑で逮捕される事件が発生いたしました。このたびの職員による情報漏えい等事件は、町民の皆様への町政に対する信用、信頼を著しく失墜させるものであり、町長として、皆様に深くおわびを申し上げます。

これを受けまして、町ではこのたびの事件の原因究明と再発防止を講じるため、鳥取大学の佐藤准教授を中心とした有識者を招き、新温泉町職員不正行為再発防止検討委員会を設置し、事件の経過、職員への聞き取り結果、入札契約制度の概要などを報告し、検討委員会を重ねて実施していただき、不正行為再発防止策の提言として報告書を取りまとめていただきました。

この報告書の中で、今回の事件は一個人の問題だけでなく、新温泉町役場が組織としてコンプライアンス意識の醸成を徹底してこなかった、組織としての在り方にも問題があったと指摘をしていただいております。今後、職員個々のコンプライアンス意識の向上だけでなく、組織としての再発防止への取組について危機感を有しつつ、定期的に研修などを行っていくこと、また、特定の課や一部の職員による一過性の取組で終わらせるのではなく、町長である私を中心に管理職員が率先して危機感を有しつつ、再発防止に努める所存であります。

再発防止への取組は長きにわたる地道な努力の積み重ねが必要となりますが、一日でも早く町民の皆様からの信頼を回復できるよう、また、より一層の信頼を得られるよう努力してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時03分休憩

午前10時06分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

次に、教育長から、3月1日の本会議一般質問において答弁に誤りがあり、訂正したいとの申出がありますので、これを許可します。

西村教育長。

○教育長（西村 松代君） すみません。大変貴重な時間をいただきまして申し訳ありません。

先日、太田議員の一般質問の中で、5年後、10年後の児童生徒数について口頭でお

答えをいたしました。改めて資料として提出をさせていただきました。

また、この5年以内における複式学級の予定についてお答えをさせていただいたんですけれども、その中で1点訂正をさせていただきたいと思います。浜坂東小学校におきまして、令和4年度には複式学級が解消されるという旨の発言をしております。この件につきまして、継続される見込みでございますので、訂正をさせていただき、おわびを申し上げたいと思います。申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第3号

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第3号、美方郡広域事務組合理約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、美方郡広域事務組合議会の議員選出方法が変更となるため、議会の議決をお願い申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第3号、美方郡広域事務組合理約の変更について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、美方郡広域事務組合理約の変更については関係地方公共団体との協議が必要であるため、同法290条の規定によりまして御議決をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、美方郡広域事務組合議会の議員選出方法が変更となるために所要の改正を行うものでございます。この規約の改正につきましては、令和元年の組合の議会運営委員会で、一人でも多くの議員に組合議会に出てもらえるように議長枠を外してはどうか、他の一部事務組合で事例はあるという御意見がございまして、それ以後、議会運営委員会で協議が進められておりました。その後、昨年11月に開催されております組合の全員協議会で説明、了承をされておきまして、12月には、県市町振興課に事前協議済みでございます。香美町におきましても、3月定例会におきまして同文議決をお願いすることとなっております。

それでは、説明の都合上、別冊審議資料ナンバー1の1ページを御覧いただきたいと思っております。規約の新旧対照表をつけております。左側が現行、右側が改正案で、アンダーラインの部分が改正箇所となっております。第1号の関係町の議会の議長の記載がなくなりまして、関係町の議会において、議員の中からそれぞれ選出された者、各5人をもって充てるというように改正をいたします。

それでは、議案の規約本文に戻っていただきまして、附則の部分を御覧いただきたいと思っております。この規約は、令和3年4月1日から施行する。また、経過措置といたしま

して、この規約の施行の際、現に在職する組合議員は関係町の議会の議員の任期の間に限り、なお従前の例により在職するものとするというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号

○議長（中井 勝君） 日程第3、議案第4号、新温泉町集会施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、七釜ふれあいセンターを七釜区へ譲渡するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第4号、集会施設条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしましては、七釜ふれあいセンターを七釜区へ譲渡するため、所要の改正を行うものでございます。施設の建設時に借り入れた町債の完済に伴い、地元へ無償譲渡するもので、七釜区からは施設建設時に建築費の一部を寄附していただいております。

それでは、説明の都合上、別冊審議資料のナンバー1の2ページを御覧いただきたいと思っております。条例の新旧対照表をつけております。左側が現行、右側が改正案で、アンダーラインの部分の部分が改正箇所となっております。

第2条の表中、七釜ふれあいセンターの項を削除いたします。なお、譲渡に当たっては、この条例をお認めいただいた後、行政財産の用途を廃止して普通財産とし、七釜区との譲渡契約を締結いたします。また、譲渡の根拠は、新温泉町財産の交換、譲与、無

償貸付等に関する条例第3条第3項によるものでございまして、その内容は、普通財産は次の各号のいずれかに該当するときは、それを譲渡することができるということで、第3号では、公用または公共用に供する公有財産のうち、寄附によるものの用途を廃止した場合、その寄附者に譲渡することができるという規定がありますので、これを根拠とするものでございます。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思えます。附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。30分まで。

午前10時15分休憩

午前10時30分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開します。

日程第4 議案第5号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第5号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公務員には労働基準法第37条が適用されるため、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の計算方法について、労働基準法に準じた内容に改正するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第 5 号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、今、町長が申し上げましたとおり、地方公務員には労働基準法の第 3 7 条、時間外、それから休日及び割増し賃金、この部分が適用されます。時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額の計算方法について、労働基準法に準じた内容に改正するものでございます。

それでは、説明の都合上、別冊審議資料ナンバー 1 の 1 2 ページを御覧いただきたいと思っております。

新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正、概要でございます。（「10 ページ」と呼ぶ者あり） 1 2 ページに一部改正の概要をつけておりますので、それでもって説明をさせていただきますと思っております。

主な改正の内容でございますけれども、勤務 1 時間当たりの給与額の算出に係る規定の改正でございます。この勤務 1 時間当たりの給与額は、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当並びに給与減額時の計算の基礎となるものでございます。

それでは、3 つ目の黒い四角の改正概要を御覧いただきたいと思っております。勤務 1 時間当たりの給与額の算出に係る第 2 3 条関係の改正でございます。現行は給料月額に 1 2 を掛けて得た年間の給料額を、1 週間当たりの勤務時間に 5 0 を掛けて得た年間の総勤務時間で割って得た額を時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当などの計算及び給料減額時の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額として規定をしておりました。これを 2 つに分けまして、第 1 項を時間外勤務手当などの計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額とし、第 2 項を給与減額時の勤務 1 時間当たりの給与額として規定をしております。

まず、第 1 項の内容でございます。地方公務員には労働基準法第 3 7 条の割増し賃金に係る規定が適用されますことから、労働基準法の規定による算出方法に沿うように、時間外勤務手当等の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額の計算に用いる年間の総勤務時間、分母に当たる部分でございます、について、国民の祝日や年末年始等の休日を考慮して年間の総勤務時間から除くように改正し、また、分子の部分の給料月額については、臨時的に支払われたものや、1 か月を超える期間ごとに支払われるものに該当しない場合は、時間外勤務手当等の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額に算入することとなりますので、月額で支給される特殊勤務手当を加えるように改正をしております。

次に、第 2 項の内容でございます。こちらは、従前の勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法の分母の部分、年間の総勤務時間に当たる部分を 1 週間当たりの勤務時間掛ける 5 0 から、1 週間当たりの勤務時間掛ける 5 2 に改正をしております。

参考までに、改正前と後の常勤職員の分母の部分の時間数を令和 3 年度で比較してみますと、第 1 項の場合は、改正前が 1,937 時間 30 分、改正後が 1,867 時間 45 分で、69 時間 45 分少なくなります。給料月額が仮に 29 万円の職員ですと、平日の深

夜以外の時間外勤務で100分の125の率になりますけども、勤務時間で1時間当たり84円の増額となります。また、第2項の場合は、改正前が1,937時間30分、改正後が2,015時間で、77時間30分多くなります。これも給料月額が29万円の職員ですと、減額となるときの勤務1時間当たりの給与額は69円減となります。

続きまして、時間外勤務手当、休日勤務手当、給与の減額に係る規定の改正です。ページ中段より少し下のゴシック体で表示している部分を御覧ください。第20条、時間外勤務手当、第21条、休日勤務手当、第29条、給与の減額の規定中、先ほど説明いたしました第23条を参照している部分がございますので、それぞれ改正後の第23条の規定に合わせて参照先を改正しております。

次に、附則の中で、関係条例を改正しております。ページ下側の枠で囲んだ部分を御覧いただきたいと思います。関係する2つの条例を改正しています。

まず、1つ目に、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正しております。第15条、介護休暇及び第15条の2、介護時間に係る規定中、給与の減額に係る規定で給与条例第23条を参照している部分がありますので、改正後の第23条の規定に合わせて参照先を改正しております。

次のページでございます。2つ目に、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しております。フルタイム会計年度任用職員に係る規定の改正として、第15条、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額及び第16条、フルタイム会計年度任用職員の給料の減額に係る規定の改正を行っております。

改正内容でございます。第15条については、第1項に時間外勤務手当などの計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額、第2項に給与減額時の勤務1時間当たりの給与額を、それぞれ給与条例の例により算出した額とするように規定をしております。第16条については、第15条の改正に合わせて参照先に係る部分を改正しております。

次に、パートタイム会計年度任用職員に係る規定の改正でございます。改正の趣旨については、給与条例やフルタイム会計年度任用職員に係る改正と同じでございますけども、パートタイム会計年度任用職員の場合、支給する報酬は月額、日額、時間額と区分されておりますので、それぞれの区分に応じて算出方法を改正しております。また、特殊勤務手当の条例において、月額でその額が定められている業務に係る特殊勤務手当、勤務1時間当たりの報酬額に加えるために、報酬の区分ごとに特殊勤務に係る算出方法の規定を追加しております。

それでは、まず、第18条、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬の規定に係る改正でございます。現行では月額による計算方法しかないため、日額で報酬を定めるもの及び時間額で報酬を定めるものの区分を追加しまして、それぞれ日額、時間額で支給するように、新たに規定しております。

続きまして、第25条、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額に係る規定の改正でございます。給与条例の改正と同様に、1つであったものを第1項

と第2項に分け、支給に係る勤務1時間当たりの報酬の規定を第1項、報酬減額時に係る勤務1時間当たりの報酬額の規定を第2項としております。

まず第1項第1号で、月額による報酬の場合でございます。勤務1時間当たりの報酬額の算出方法は、基本的には常勤の者と同じでございますが、1年間の休日に係る時間数を算出する際、常勤の者の1日当たりの勤務時間にその者の1週間当たりの勤務時間を常勤の者の1週間当たりの勤務時間38時間45分で割ったものを掛けて得た時間に、1年間の休日数を掛けて算出するようになっております。次に、第2号、日額による報酬の場合でございます。分母部分は変わらず、分子の部分に特殊勤務手当に係る報酬の日額を加えるよう改正しております。1枚めくっていただきまして、次のページに移ります。第3号、時間額による報酬の場合です。時間額による支給者なので、分母部分はありません。報酬の時間額に特殊勤務に係る報酬の時間額を加えるように改正しております。

次に、第2項の報酬減額時の勤務1時間当たりの報酬額に係る規定でございます。第1号に、月額による報酬については、従前の勤務1時間当たりの報酬額の算出方法の分母部分を、1時間当たりの勤務時間掛ける50から1週間当たりの勤務時間掛ける52に改正をしております。第2号、日額による報酬については従前と変更ございません。

続きまして、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る規定の改正です。第19条、時間外勤務、第20条、休日勤務、第21条、夜間勤務の規定中、先ほど説明いたしました第25条を参照している部分がございますので、それぞれ改正後の第25条の規定に合わせて参照先を改正しております。

次に、報酬の減額の規定に係る改正です。こちらも同様に、第26条、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額の規定の中に第25条を参照している部分がございますので、報酬の区分ごとにそれぞれ改正後の第25条の規定に合わせて参照先を改正しております。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。附則、この条例は令和3年4月1日から施行するというものでございます。2項及び3項につきましては、ただいま説明させていただきました新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正内容となっております。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 改正理由の提案理由の中で、労働基準法に準じた内容に改正するということですが、そうすると、これまでは労働基準法に準じて適用されるため書いてますし、労働基準法に。これに、いわゆる準じての内容ではなかった

ということですか。その点、聞かせてください。何か、どうも書いてあることが。ということは、これまで、いわゆる労働基準法に基づいた計算方法になってなかったということですか。ちょっとそこら辺のところ、教えてください。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 現行は、町村会準則が以前ございまして、それで、県内の各町は、当町と同じような条例のつくりつけをしておりました。このことにつきまして、県からも是正の通知が昨年度ございまして、労働基準法第37条の規定に準じて改正するように通知がございまして、今回、改正をさせていただくというものでございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 再度お尋ねしますけども、そうすると、これまでは労働基準法に準じての内容ではなかったということになるんですね。

それから、この、いわゆる労基法に準じる内容に改正するっていうことですから、現行より比べて不利益を与えるような内容にはなっていないということでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） もともとございました町村会準則が、どの辺りまでその労基法とのすり合わせができていたのかという、ちょっと確認まではできておりませんが、当時、条例制定したときには町村会で準則があるということで、県内の各町が準則に沿って条例をつくっていたということでございます。

それから、説明のときに少し触れさせていただきましたけども、勤務1時間当たりの額については、例を挙げまして、29万円の月額給与の職員でありますと、勤務1時間当たりが、今回の改正によりまして84円の増額と。それから、減額になる場合については、減額額が67円、1時間当たり減額額が小さくなるという数字を出しております。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第6号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第6号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、町長申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。政令につきましては、令和3年2月13日の廃止となっております。

説明の都合上、別冊審議資料ナンバー1の13ページを御覧いただきたいと思っております。条例の新旧対照表をつけております。左側が現行、右側が改正案で、アンダーラインの部分が改正箇所となっております。新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されたことによりまして、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されました。これに伴いまして、附則第3項、感染症防疫作業手当の特例の規定中、新型コロナウイルス感染症を規定する上で政令を参照していた部分を、政令を参照しない規定に改正をしております。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。附則、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） いいですか。ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号

○議長（中井 勝君） 日程第6、議案第7号、新温泉町税外徴収金の督促手数料及び

延滞金の徴収に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第7号、新温泉町税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

めくっていただきまして、第1条で新温泉町税外徴収金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例、第2条で新温泉町後期高齢者医療に関する条例、第3条で新温泉町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、第4条で新温泉町下水道事業等分担金徴収条例、いずれも法改正に係る規定の一部について、一括して改正するものでございます。

それでは、説明の都合上、別冊、審議資料のナンバー1の18ページを御覧いただきたいと思っております。新温泉町税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正概要をつけております。この概要により説明をさせていただきます。

このたびの改正のポイントは3つございます。1つ目は、延滞金計算の基準となっております特例基準割合が、地方税法等の一部改正では延滞金特例基準割合に、所得税法等の一部改正では延滞税特例基準割合に、それぞれ名称が変更されております。2つ目は、計算の前提となる割合がこれまでは告示された割合とされておりましたけれども、平均貸付割合と新たに規定をされました。この平均貸付割合及び延滞金特例基準割合の定義につきましては、2と3の項に記載のとおりでございます。3つ目は、一番下の星印でございます。各改正条例の附則第5項、新温泉町後期高齢者医療に関する条例では、第3項にあります追加規定でございます。この規定は、平均貸付割合がマイナスとなった場合、延滞金特例基準割合に7.3%あるいは1%を加算しても、なお加算した割合が0.1%未満となる場合は0.1%とするものでございます。

次の19ページを御覧いただきたいと思っております。表の上段、右側にあります太枠で囲った令和3年度の欄に、延滞金8.8%あるいは2.5%とあります。現在の平均貸付割合は0.5%ですけれども、将来、平均貸付割合がマイナスとなった場合、現在の8.8%あるいは2.5%である延滞金が0.1%未満となる可能性があるために、このような場合、延滞金を0.1%とする改正でございます。

それでは、条例の本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。

附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 8 号

○議長（中井 勝君） 日程第 7、議案第 8 号、新温泉町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念及び犯罪被害者等を支援するための施策を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び軽減に向けた施策の推進、並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、犯罪被害者等支援条例の制定について、御説明をいたします。

この条例は、平成 17 年 4 月から施行されております犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、国との適切な役割分担を踏まえて制定するものでございます。兵庫県では、令和 2 年 4 月現在で、41 市町のうち 37 市町で条例の制定がされている状況でございます。

説明の都合上、審議資料で説明をさせていただきたいと思っております。審議資料ナンバー 1 の 29 ページを御覧ください。審議資料ナンバー 1、29 ページの、まず 1、制定の理由でございます。制定理由につきましては、先ほど町長提案説明のとおりでございます。

次に、2 の制定の内容でございます。(1)基本理念を定めることということで、3 条関

係でございます。(2)町、町民及び事業者の責務を定めること、条例の4条から6条関係でございます。(3)相談及び情報の提供等、町民への理解の促進及び民間団体に対する支援について定めること、条例の7条、9条及び10条関係でございます。(4)支援金の支給について定めること、条例の8条関係でございます。

次に、3の財政措置等でございます。犯罪被害者等の支援金の種類の額としては、規則の3条に規定しておりますとおり、遺族支援金30万円、重傷病支援金10万円としております。令和3年度当初予算で、重傷病者支援金1名分を措置する予定でございます。

次に、4の法律の引用がございますので、用語の定義について説明をいたします。条例第1条の犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策の基本理念や、国や地方、国民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護を目的とするものでございます。条例第2条の、法第2条第1項に規定する犯罪等は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦、傷害等、刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為をいうというものでございます。同じく条例第2条の、法第2条第2項に規定する犯罪被害者等は、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいうでございます。

それでは、条例本文を御覧ください。新温泉町犯罪被害者等支援条例です。まず、提案理由は先ほど説明したとおりでございます。第1条の条例制定の目的については、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することとしております。第2条では用語の定義、第3条では基本理念を記載しております。第4条は、町の責務として関係機関と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を定め、実施することとしております。第5条は町民の責務について、第6条は事業者の責務について記載しております。第7条では町の相談及び情報提供、第8条では支援金の支給、第9条では町民の理解の促進について記載しております。第10条では、民間団体に対して情報提供、その他必要な支援を行うこととしております。第11条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

審議資料のナンバー1、20ページから28ページの施行規則のとおりでございます。施行規則では、支援金の種類及び額、支給対象者、支給申請や支給決定等について規定をしております。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日より施行するものとしております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 1点だけ教えてください。この犯罪というものは、これ

までも起きとるわけですけども、そういう遡りということは想定はされておるでしょうか。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 施行日が4月1日となっておりますので、一応4月1日以降ということで適用を考えております。

○議長（中井 勝君） 9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） ということは、これから犯罪が起きた場合に適用するということで、これまでこういう被害に遭った方、もう既に精神的にも肉体的にもっていうんですか、そういう方が多分おられるんじゃないかと思うんですけども、そういう方はこの条例では、どういいますか、適用されないということなんですか。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 情報提供、それから相談等の支援につきましては、4月1日以降、今までの犯罪に遭われた方も当然対象となってくるわけでございますけども、支援金につきましては、4月1日以降ということで考えております。

○議長（中井 勝君） 9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 精神的な面で支えるということと、物資っていいですか、支援金ということは、何か片っ方では精神的な部分っていうのも、本来は、この条例でいくと、今の説明ではこれから先の話ということですけども、心の部分っていいですか、そういう精神面ではやっという、支給、支援金の部分ではこれからというのは、ちょっと何か、この説明に矛盾があるような気がしますけれども、できましたら、遡及部分も含めて検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 支援金につきましては一定の期日を設けないと、遡及ということは難しいと思いますので、先ほど説明のとおり、4月1日以降の被害について支援金の支給をしたいということでございますし、一定、犯罪被害者の方に寄り添って施策を進めていくという考え方の中で、既にそういった犯罪に遭われておられる方がおって、いろんな支援をしていく必要があるというものについては、4月1日以降も支援をしていきたいということでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 対象となる犯罪についてですけど、29ページに出ておりましたけど、直接、被害者の身体を傷つけるような行為と受け止められるんですけど、犯罪も多様化しておりまして、ネットとかそういったもので精神を傷つけるような犯罪もあるんですけど、その辺りも含まれるのか、それから、最近あおり運転などが問題になっておりまして、そういったものも対象になるのかお尋ねします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 基本的には、刑法に係る犯罪について支援をしていくということでございますけども、そういったインターネット上でも、そういった法律の趣旨にというか、犯罪被害者に寄り添っていくということの中で、当然、相談あるいは情報提供、そういった支援はしていく必要性はあると考えております。

あと、あおり運転等につきましては、交通事故の関係になろうかとは思いますが、一定、危険運転に関わるものについてはこの法の対象になると認識しておりますので、そういった危険運転に該当する交通事故等については、当然、支援の対象ということになってございます。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 先ほどの阪本議員の主張と同様の感じになるんですけど、ネットのほうのことにつき……。

○議長（中井 勝君） 森田議員、マスクを外して。

○議員（6番 森田 善幸君） 失礼します。ネット等での犯罪といいますか、そういった面では、精神的な面で支えるという御答弁でしたが、これは、そうすると支援金というか、そういったものには対象外になるということでしょうか。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 支援金につきましては、一定、心身の障がいによって入院された方ということで、支援金については支給をしてみたいと考えております。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうしますと、例えばネットでいわれなき誹謗中傷とか行われて、その結果、精神が病んで入院あるいは自殺ということに追い込まれた場合とかには、こういった支援金が支払われるということでしょうか。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 刑法の犯罪ということであれば支援の対象になりますけども、その刑法上の罪に、その加害者の側が問われるかどうかということが一つの支援の、支給の判断になろうかと思えます。

○議長（中井 勝君） ほか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） まず、課長の説明の中にありました、この法律は16年に制定されて17年施行ということであったわけですが、どうしてこの提案に至る経過、県下で三十数市町がもう既に条例制定しているということでありましたから、若干、その経緯について説明いただきたいと思えます。

それから、この条例名に犯罪被害者等と、この等というのは何を指しているのでしょうか。

それから、規則で、遺族支援金が30万円、重傷病支援金が10万円と定められてるんですけど、この支援金の算定基準というのはどういうものでしょうか。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 経緯については、先ほど申しましたように、県下でもそういう条例を制定されている自治体が多いという中で、県警等から情報共有していく中で、町で条例制定をされてはどうかという提案があったということでございます。県下の中でも遅くなったという中で、犯罪被害が少ないという認識の中でこの制定がなかなか早期にできなかつたと理解はしております。

あと、犯罪被害者等ということで、等は遺族給付金ということがございますので、そういう考え方。

それから、額の算定につきましては、県下の他の事例等を参考にさせていただいたということでございます。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） その等の意味合いなんですが、規則では使い分けをしていますね。この使い分けをしているということが、今、課長の説明されたことと同一のものになるのかな、ちょっと疑問なんですけど。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 一応、犯罪被害者等ということの考え方は、先ほど説明させていただいたように、審議資料29ページにつけておりますけども、犯罪被害等により被害を被った者、そして先ほど言ったように、その家族または遺族といった考え方でおります。以上です。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） おっしゃってることは分かります。その規則では、例えば第4条ね、被害者等はってなってるんですね、条例の本則は。第1項のところに、犯罪被害者である町民、あるいは順位のところでも特定してるんですよ。等という用語は使ってないんですよ。だから、何か別の意味があるのかと思うんですけど。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 4条については犯罪被害者等ということで、その次には、支給対象の順位等を定めるという中で、一応、それぞれここは順位を決めなければならぬという考え方の中で、等を外してははっきりとその順位が明確になるように記載しておるということでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 9 号

○議長（中井 勝君） 日程第 8、議案第 9 号、新温泉町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、防災行政無線デジタル化整備工事の完了に伴い、防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、新温泉町防災行政無線通信施設設置及び管理に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

提案理由は、ただいま町長が申しましたとおりでございます。この工事は、平成 28 年から 5 か年で整備をしてまいりました防災行政無線のデジタル同報系整備事業が本年 3 月に完了することから、設置及び管理に関する事項について条例を制定するものでございます。

めくっていただきまして、条例を御覧いただきたいと思っております。第 1 条の趣旨は、設置及び管理について、電波法、その他関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものです。第 2 条、目的及び設置については、災害等の緊急放送によって町民の生命及び財産を守るとともに、一般行政放送により町民に対する行政サービスの向上を図ることを目的として、防災行政無線通信施設を設置するものでございます。第 3 条の定義につきましては、1 号の無線局は、電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局としております。2 号の同報系は、親局から無線受信施設等に対して、同時に同一の内容を放送する通信系統でございます。3 号以下と条例の第 6 条の防災行政無線の設備については、審議資料で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

審議資料ナンバー 1 の 47 ページを御覧ください。審議資料ナンバー 1 の 47 ページ、

新温泉町防災行政無線設備、写真がある分でございます。電波法につきましては、下の方に記載がございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、設備の前にある括弧の数字についてでございますけども、条例第6条に定める設備の番号と同じにしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、図の左上、(1)親局設備についてです。総合的に管理、統制する無線局で、役場の無線室に設置をしております。図のその下、(2)遠隔制御装置は、親局と有線で接続された装置で、同報系親局の機能を遠隔で制御し操作する装置で、美方広域消防本部に設置しており、火災放送を行う装置でございます。図のその上、(3)地区遠隔制御装置は、電話回線を介して同報系親局の機能を遠隔で制御し操作する装置で、役場の無線室に設置をしております。図のその右側、(4)でございます。(4)中継局は、親局からの電波を町全域に送るための中継設備で、城山と草太山に設置をしております。図の中継局の右側、(5)でございます。再送信子局は、中継局から電波を無線受信設備へ再送信するとともに、拡声装置により情報を伝達するため屋外に設置する設備で、和田と青下に設置しております。図の(4)中継局と(5)再送信子局から、それぞれ右側にあります(6)屋外拡声子局は、中継局等から電波を受けて拡声装置により情報を伝達するため屋外に設置する装置で、浜坂地域34か所、温泉地域34か所に設置をしております。同じく、図の上側、(6)屋外拡声子局の右側の(7)屋内受信装置は、町内の有線放送設備に接続するための同報系の無線受信装置で、屋内に設置する装置です。浜坂地域の各集落のふれあいセンター等63か所に設置しております。最後に、図の左側に記載しております(8)戸別受信機は、非常時に屋外に持ち出しできる同報系の無線受信装置で、屋内に設置する設備で、浜坂地域の再送信子局及び屋外拡声子局の音声を聞き取ることができない久斗山地区、それから境地区、それから町内の避難所となっている公共施設等に設置をしております。

それでは、次のページ、48ページを御覧ください。ただいま説明しました設備を、それぞれ設置場所ごとに整理したものでございます。なお、後ほど説明いたしますが、温泉地域については、CATVの屋外放送施設を防災行政無線の屋外拡声子局として整備いたしましたので、新温泉町有線放送条例の一部を改正することにより廃止する屋外放送設備につきましては、温泉地域のところで、米印で表示をしております。この米印の表示が置き換えた場所で、ケーブルの廃止ということでございます。

それでは、条例本文に戻っていただきますようお願いいたします。条例の第4条でございます。業務は、次のとおり、防災情報、行政情報の伝達でございます。第5条の業務区域は新温泉町全域、第6条の防災行政無線設備は、先ほど審議資料で説明したとおりでございます。第7条として、施行に関し必要な事項は規則で定めるとしてあります。規則については、審議資料のナンバー1、34から46ページにつけてありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、附則につきましてです。附則の第1項として、この条例は令和3年4月1日から施行することとしてあります。附則の第2項について説明をいたします。防災行

政無線の屋外拡声子局は、先ほど申しましたように温泉地域のCATV設備の屋外放送を改築したものでございますので、有線情報放送施設条例の屋外放送施設の規定を削除するものでございます。

度々すみません、説明の都合上、審議資料で説明をさせていただきたいと思います。審議資料ナンバー1、30ページの新旧対照表を御覧ください。新旧対照表は、左側が現行、右側が改正案となっております。条例第3条の定義のうち10号の屋外放送設備を削除するものでございます。同様に、第6条の第1項中、及び屋外放送設備を削除するものでございます。

次に、別表についてでございます。別表については、設置場所を別表第1に記載しておりましたので、別表第1を削除し、別表2から4まで番号をそれぞれ繰り上げるものでございます。よって、条例第10条の第3項、それから条例第12条の2項、条例第13条の2、第2項を改正するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 防災行政無線の工事が完了、5年間ということでありました。どれぐらい事業費がかかったかということちょっと聞いてみたいと思うんですが、それと、一体全体、今までからの議論をどう捉えてくれてるのかなと。私は、ずっと情報デバイス、要は情報を届けんなんところに情報が入ってないということ言ってきました。浜坂地域は3つの町内ね、200世帯ほどかな、そのことが全く解消されていない気がします。その辺の考え方はどうなんだろうと。

付随して、町内で情報を届ける手段が防災行政無線とケーブルテレビということがあって、今回、ケーブルテレビ部門の屋外施設については、全て防災行政無線に取り入れてきました。それはそれでいいんだけど、このケーブルテレビの更新なり今後の情報化の在り方の議論の中で、防災行政無線、どういったらいいだろう、戸別受信機の扱い、これは防災行政無線からも手が離れる、もう完了したから。でも、防災行政無線の経過の中では、次、一応の計画は今の絵でしょうね、きっと。その次は、また考えたいということ、副町長、たしか、在職の課長のときにそう言ったと思うし、防災行政無線の今後というのはこれでないのかということ。逆に、僕は残ってるんちゃうかなという気持ちから聞いてるんです。それで、それによって、ケーブルテレビ側の更新が非常に幅が広く、要は防災無線の戸別受信機のレベルまで見てケーブルテレビの更新をせんといけんという、そういう大きな悩みが出て、これは事業費含めて。そんなことが一方ではある。だから、その辺の町の方角を、その確認をしたいと思います。取りあえずそれだけにしましょうか。以上、1回目。

○議長（中井 勝君） 3回しかないんで、たくさん言っておいたほうがいいと思いま

すけど。

○議員（11番 中村 茂君） ああ、そうですか。まあ、そこできましましょうか。

○議長（中井 勝君） いいですか。

小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 整備の事業費につきましては、概算ですけども5億7,800万円、年間で事業費として行ってきたということでございます。あと、戸別受信機の考え方については、浜坂地域については、屋外放送設備の入らない地区、先ほど申しましたけども、久斗山、境地区について、戸別受信機を対応してきたという経過でございます。それで、中村議員御指摘のように、その他の地域については町内放送に接続しておるわけですけども、3町内会については町内放送が整備されてこなかったという中で、接続ができていないという現状でございます。一定、その3地域については、当初の考え方からいうと、屋外無線の音声聞こえる地域という区分けの中で、そういった対応等が行われなかったということでございます。ただ、なかなか風雨の折には聞きにくいという中で、アプリ等の補完する設備を検討してきたところでございます。浜坂地域については一定屋内の放送はあるわけでございますけども、今後は、電話等による問合せができる設備を考えていきたいと。録音ができませんので、町内会の方々に、放送はしとったけどよく聞こえなかったという方については、そういった電話をすることによって放送内容が聞ける設備ができないかということで検討をしてみたいと思っております。

あと、一定、方向性の中でアプリの活用ということを御説明をさせていただいております。現在でも、ひょうご防災ネットというアプリがございまして、それも一応携帯電話網を通じて受け取ることができるということで、一定、防災行政無線の補完をするものという位置づけで、町民の皆さんにもダウンロードをお願いしておるということでございます。

そういった中で、課題が、どうしても消防関係の情報だけがそこに流し込めていないということで、一つは課題をそこに持っております。それで、当初の5年間の計画の事業は済んだわけでございますけども、一応、メインのシステムを防災行政無線として一つの操作、いわゆる音声放送によってそういったアプリ等にも流し込めないかというところが、課題として残っておるところでございます。そういった防災行政無線を補完するシステムとして、そういったアプリを今後も検討していくということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 課長も経過はよく御存じだと思うんですが、その浜坂の3町内、全てじゃないけど、ある1町内は合意ができて工事してほしいという要望が出て、その段で、行政はどう回答したか御存じですか。近々、施設整備なりができますから、ちょっと待ってくれって言った。待ってくれ、知ってる、このことを。要は、待た

せとって、その結果が何も、だから聞こえない状態、継続なんですよ。いやあ、地域がまとまらんけえしゃあないなって言っとる段階だったら、まあまあ、それは分かる部分があるけど、町内はまとめてきてしてくれって言って、それを待ってくれやと、あと一、二年したら、それ200万ぐらいかかるからね、待ってくれやって言ったらしい。そんなことをさせとって、なおかつ今の状態、何も変わっとらん。防災アプリ、聞いたよ、プロジェクトチームからそういう報告が上がっておったし。何で、1年もかけて、同じような方法出せんないな、できんもん言ったってできんだ、できんだったら、そのことに頼ることじゃなくて、別の方法を考えんといけんの違うかいな。だから、このことは、悪いけどもって考えてよ、情報聞く側に。いや、防災アプリ使ってどうのこうの、じいちゃんばあちゃんが聞いとる中で、いや、防災アプリ使いないなって、そんなことを、悪いけど言える、僕は言えんと思う。やっぱり耳から入ってくる、忘れても、例えばもう1回聞き直しができる、これが、僕は、うちの町のサービスだと思うよ。そういうふうにして情報提供してきたんだから。それが、まだ一本化できてない。完成は完成でありがたいけど、その辺の見解なり。

今後、町民に向けての情報をどこまで流すんだいということを知りたいわ。これで完了というだったら、じゃあ、さっきの3町内やら、聞きにくい、何ていうですか、奥のほうのね、大味、中小屋のほうですかね、あれについては戸別受信機を貸しますよ、ただで。ちゃんと書いてあるけど。その延長なりができないのかな。そういう対象が広げれんのかな。

それと、従来からちょっと意見してきた部分で、奥町の情報連絡システムについて、これ、廃止したんでしょうか。今ちょっと条例見たらないけえ、あれいつ廃止したんかなと思ったんだけど。あわせて情報見たら、この戸別受信機を設置する部分の規則かな、それと、言わば古い規則が残っておるんだわ、2つ。それについては、並行して置くの。今の規則の中に全部織り込んだるようなんだけど。承知しとってそうするだったら構へんけど。だけん、これからケーブルテレビの検討委員会がなされていく中で、行政はどこまで住民に情報提供するのかということを知りたいと思います。答弁ください。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） その3町内につきましては、ちょっと私の認識では、町内会の放送するからということ、すみません、私は承知をしておりませんでした。ただ、その中で、戸別受信機を配ってほしいという要望はあるということでお伺いはしておったという中で、先ほど言ったように、一定アプリ等の検討もしているから、こういった動向も見てほしいということをお伝えをしておるという認識をしております。あと、ちょっと奥町の関係につきましては、一応、今回……。ちょっとまた確認させていただきます。

それと、古い規則につきましては、総務産建常任委員会で報告させていただきましたけども、一応、規則は、この条例制定と同時に廃止をさせていただく。それから、戸別

受信機の配付の要綱も、今ございますけども、この条例規則の中で対応をしていくということでございます。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 3町内のうちの1町内で、今、議員が御指摘の申出があったということについては、そういうことはあったわけですけども、やはり、先ほど言われましたように、今後の整備ということの中で不利益にならない形でということで、そういう協議を行ったというふうに把握しております。ケーブルテレビとの絡みの中でのこういった情報化につきましては、現在プロジェクトチームでできるだけスケジュールを圧縮して早期にできるような協議ということで、新年度に向けての組織ということも考えてるところでございますので、いずれにしましても、防災ということで、いつそういう災害があるかも分からんということの中で、できるだけ早い設立をして、そういう協議を進めていきたいと考えてるところでございます。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それと、アプリの検討の状況を補足させていただきます。一応、アプリも検討を重ねてまいりました。その中で、去年は、防災行政無線の整備をする中で、そのアプリのシステムを町で持って、それを親にして、逆に防災行政無線の側を子局にしてやっていこうかという検討もしたわけでございますけども、どうしても、消防に置いてある火災放送等とのつなぎ込みがうまくできないということと、あと、独自に設備を持ってシステムを構築するというので、防災無線等を接続するものも含めて、ざっとでございますけども、2億近い事業費が要るのではないかという中で、独自で設備を持つことは難しいのではないかという中で、今は防災無線を親にして、クラウド等で設備を借りながらするほうが安いのではないかということで、そういう形だと相当安価になってくるようでございますので、そういった方面を現在検討しておるということでございます。

あとは、アプリにつきましては、現在のシステムだと、いろんなアプリをお使いいただいていると思いますけども、通知音が鳴って終わりということで、なかなか気がつきにくいということもございますので、検討する中で、やはり防災行政無線の補完的なシステムという考え方でおりますので、戸別受信機に取って代わるということはなかなか難しいんじゃないかという検討を進めております。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） いやいや、もう一つ、重要な分が返ってないけど。一体どこまで情報を町民に届けるかというの回答、返ってないけど。これ、今2問目だな。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） どこまでというのは、町民の側ということでしょうか。一応、全町民の方について、この防災行政無線を一応のメインとして今日まで整備して

きたということでございます。あと、それを補完するシステムとして、そういった、現在でもひょうご防災アプリを使用しておりますし、ホームページ等も当然あるわけでございますので、そういったインターネット環境等を利用して全町民にお伝えをしていくということでございます。先ほど言ったように、聞き取りにくいという課題があるということでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 僕が聞きたいのは、防災だけじゃない。行政放送、あなた方が届けんなん情報だ、その届き方。村まで届けたらええのか、家まで届けたらええのか、僕はそういう部分聞きたかった。僕は家まで届けてほしい、だからしつこく言っている部分がある。それが、どういったらいいだろう、町内3地域の、3つの町内については、もう、こういう線が最終こうなったんだ、改めて有線つくってくんなれって言ったらええん違う、もう1回、よう言えりゃあ。ノーって言ってて、また言うということは、それは言いにくいとは思うけど、でも、それしかカバーがないじゃない、できない。あと、防災アプリやどうのこうのって言うけど、それは、通常の行政放送を届ける手段じゃないからね。防災だけじゃないで、防災行政無線は。行政情報含んだら。ちょっと、同じチーム組んで、ケーブルテレビも一緒に検討してきたんだ。先の、やっぱり状態をつくってよ。それに向けて行かんと、防災無線は防災無線、ケーブルテレビはケーブルテレビ、今、完全に分離してるよ。新年度、検討委員会ができてくるから、そういう中で、プロジェクトはもう既にこれの件については終わりと捉えておるんだけど、ケーブルテレビ検討委員会が出てくるようだから、ちゃんと議論しやすいやな提供したげんと、検討委員も困ると、僕は思う、十分に。

その延長でもう一ついくんですけど、さっきの既存の要綱とかっていうの、規則打ったときに、この制定に伴って要綱廃止するって一行入れるものと違うの、附則ぐらいに、手続としては、普通、そうしてきたような気がするけど。だから、残すんだったらしゃあないけど。

もう一つ、実は、僕は人に1件相談されたことがあるんですよ。温泉事業の方です、外から来た方で。私はケーブルテレビに加入してない、だから、全く行政情報は取りようがない、外の屋外でわあわあ言っておるのはあるけど。何とか家に行政放送、テレビは僕は見ないから行政放送を家に入れてほしいって相談したら、ケーブルテレビに入ってください、加入金7万5,000円払ってください、工事費はお宅が払ってくださいと。ちょっと待ってよと。もともと、ケーブルテレビなり大本の旧町における防災行政無線については、屋内、家まで届けると、情報を、が基本であった。それからケーブルテレビやったときも、告知放送については宅内で聞けるようにしてきた。年がたって、今、更新期になっておるんだけど、その基本線っていうのは僕は生きてると思うんだけど。そういうような担当部署からの回答があったというから、それで間違いのないのかということ、改めてちょっと聞きたいと。これ、3回目ですから明快に答えて。テレビ

を僕は見ない、行政情報だけ下さい、その人の扱い。お願いします。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 先ほど来、申しましておりますように、当然、防災情報と併せて行政情報をお届けするという設備として、防災行政無線を整備してきたということでございます。どこまでお届けするのかという中で、当然、全部の町民の方にお届けをしておるということでございますけども、何度もなりますけども、屋内の放送まで接続あるいは整備ができていないという課題があるということでは認識しておりますけども、それは聞きにくいという中で、今後、先ほど言ったような電話での聞き直しとか、アプリの導入によって補完をしていきたいという考え方でございます。

あと、規則と要綱の廃止については、一応、同日で廃止の規則並びに要綱を総務委員会でお示したところでございますけども、手法について、こういう条例の附則のところですべきという御意見でございますけども、一応、規則、要綱の中で廃止を予定しておるということでございます。

○議長（中井 勝君） 長谷阪総合支所長。

○温泉総合支所長（長谷阪 治君） ケーブルテレビの関係で、町民の方から、中村議員が先ほど言われましたような要望ということがございました。条例等見る中で、屋内まで届ける、告知をそのまま届けるということで、課の中でも調整をしまして、そういう方向でお伝えをしているというところでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 聞き取りにくかったんだけど、届けるということは、設置するということ。

○温泉総合支所長（長谷阪 治君） 宅内に設置をさせていただくということでございます。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時49分休憩

午前11時51分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 奥町の設備については、農林メニューで整備した施設があって、それは農林メニューですので、農林の要綱に沿う放送設備ということで管理されておるということでございますので、私から言えば、接続もしておるんですけども、それぞれの各集落の放送設備と同じ考え方で、防災無線とは離れたところでの管理、接続はしておるけど、防災無線側の設備ではないという考え方でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 先ほどの質疑、答弁の中で、屋外の声が聞こえにくい場

極めて難しいということは、御理解いただきたいと思います。

- 議長（中井 勝君） そのほか、ありませんね。
暫時休憩します。

午前 11 時 56 分休憩

午前 11 時 57 分再開

- 議長（中井 勝君） 再開します。
13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） この問題は、ずっと出てきたことなんですけども、具体的に資料も出してほしいと思うんです。どことどこと、その3地区っていうのはどこなのか含めて、それで、副町長が言われたそのうちの一つはオーケー……。

- 議長（中井 勝君） 中井議員、所管の委員ですので、質問は差し控えてください。
そのほか、ありませんか。
ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。午後は1時から。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

- 議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開します。
引き続き、質疑を続行します。ありませんね。
〔質疑なし〕

- 議長（中井 勝君） それでは、ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
-

日程第9 議案第10号

- 議長（中井 勝君） 日程第9、議案第10号、新温泉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

- 町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等

の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第10号、新温泉町国民健康保険条例の一部改正について、説明させていただきます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたように、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴って所要の改正を行うものであります。

内容としましては、議案6号と同じ内容となっております。新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけが、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されたものであります。

説明の関係で、審議資料ナンバー1の49ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表になっております。下線部ですが、現行では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2により、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなして傷病手当金の支給をしていたところですが、今般の改正によりまして附則の第1条の2が削除され、みなしの定義がなくなったため、改正をするものであります。

一部を改正する条例に戻りまして、附則で、この条例は公布の日から施行するとします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第11号、新温泉町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第8期新温泉町介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令並びに所得税法等の一部を改正する法律の

施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第11号、新温泉町介護保険条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由につきましては、町長が申しましたように、第8期新温泉町介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令並びに所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

説明の関係で、審議資料ナンバー1の50ページをお開きいただきたいと思います。条例の新旧対照表ということになっております。第2条におきましては、保険料額ということで掲載しております。平成30年度から令和2年度までの保険料の記載を、令和3年度から令和5年度までの保険料に変更いたしております。

51ページの附則におきましては、議案第7号と同じように、税制改正の関係で、特定基準割合を延滞金特例基準割合と延滞税特例基準割合に名称が変更になるものです。また、計算の前提となる割合が、新たに平均貸付割合と規定されたなどの内容となっております。

52ページをお開きいただきたいと思います。介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化ということで、平成27年度から令和2年度までの保険料の推移を記しております。

審議資料の53ページを御覧いただきたいと思います。令和2年度と、このたび改正の令和3年度から5年度の比較表ということになっております。第8期の新温泉町介護保険計画の作成した中で、保険料は変更なしということで変わってはおりません。

一部改正をする条例に戻りまして、附則で、この条例は公布の日から施行するいたします。ただし、第2条の改正規定は、令和3年4月1日から施行するいたします。経過措置としまして、従前の分につきましては、従前の例とするということにしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第 1 1 議案第 1 2 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 1、議案第 1 2 号、新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第 1 2 号、新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりであります。

この改正につきましては、2つの条例の改正ということになっておりまして、関係省令の施行に伴って所要の改正を行うものであります。居宅介護支援とは、介護の要介護者についてのケアマネジメントのことをいいます。居宅介護支援事業所はケアマネジャーが常駐している事業所のことをいい、ケアプランの作成のほか、介護相談、必要なサービスの連絡や調整、介護保険に関する申請の代行を行っております。また、介護予防支援とは、要支援者についてのケアマネジメントということで、事業所につきましては地域包括支援センターであります。

説明の関係で、審議資料の 5 4 ページをお開きいただきたいと思います。5 4 ページから 6 0 - 4 ページまでが関係の新旧対照表ということになっております。

6 1 ページを御覧いただきたいと思います。概要ということで添付させていただいております。改正の趣旨につきましては、指定居宅サービス等の介護サービスに係る基準については、3年に一度、介護報酬に係る改定と併せて、国の分科会の審議を踏まえて改正が行われております。今回、令和 3 年度の介護報酬に係る改定が行われたことに併

せて関係省令の改正が行われた関係で、条例についても改正を行うものであります。

内容につきましては、61ページの2から上げております。1つ目に管理者要件の緩和、めくっていただきまして、質の高いケアマネジメントの推進、3番目に生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応、4番目に感染症対策の強化、5番目に業務継続に向けた取組の強化、6番目にハラスメント対策の強化、7番目に会議や多職種連携におけるICTの活用、8番目に利用者への説明・同意等に係る見直し、9番目に記録の保存等に係る見直し、10番目に運営規程等の掲示に係る見直し、11番目に高齢者虐待防止の推進、12番目にその他ということになっております。

一部を改正する条例に戻りまして、附則におきまして、1項で施行期日を、2項で虐待防止に係る経過措置の読替規定を、3項で業務継続計画の策定に係る経過措置の読替規定を、4項で居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置の読替規定を記載しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 結局これは、介護保険法が制定されて実施されてもう21年目ですね。20年間経過して、サービス内容を大きく後退させるというもの、あるいは責任を後退させると受け止めていいんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 内容につきましては、国の省令の改正のとおりになっておりますので、そのサービスの内容のどうのこうのとか、責任のどうのこうのというよりは、国の改正に従って対応するという事で御理解いただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 課長、答弁でどうのこうのという答弁はないと思う。しっかりとそこを根拠づけて発言したほうが。

もう一遍。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 今回の改正につきましては、国の関係省令の施行に伴って改正するものでありまして、サービスの内容の後退なり、責任者の責任関係の後退ということではなしに、国に従って改正をするものであります。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） そんなおかしな答弁ないでしょう。国の省令の改正によって、何がどうなったのという説明ができないんですか。サービスを提供する実施責任をあなた方は担ってるんじゃないんですか。例えば居宅介護支援事業者は、その事業を設置しようと思ったら主任介護支援専門員を配置しておかなければならないと、本来。ところがこれを、なかなかこういう専門員を集めることが大変だから、だから、この専門員がなくてもいいよと。これは責任の回避をしてるだけじゃないですか、人材の養成

の責任を果たさずに。それで、省令の改正だからそれに準じてるんだというんでは説明不足ですよ。その中身は何なのかっていう、住民に説明する義務があるんじゃないですか。そんな木で鼻をくくったような説明で住民が納得できるんですか。以下、充実されるっていう面が、側面があるんだったらあると説明をしてもらいたいと思います。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 介護支援専門員の取扱いについては、今回大幅に改正になったということではあります。確かに人材養成の関係につきまして、なかなか苦慮する部分があって、それに基づいて改正してるということでもありますし、今回充実した内容につきましては、感染症対策の関係なり高齢者虐待等の関係についても新たな課題ということで掲載しているような状況であります。

○議長（中井 勝君） 具体的にどう変わるかっていう内容の説明を要求してるわけで、どういうふうになるかという。

中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 61ページの管理者要件の緩和ということに記載しております。1つには、経過措置の延長ということで上がっておりますし、介護支援専門員の確保が難しいという場合において、主任介護支援専門員を管理者としないことが可能になるということが上がっております。2番目に、質の高いケアマネジメントの推進ということで、利用者に説明を行うことを新たに求めるということや、3番目に、生活援助の訪問回数の多い利用者への対応につきましては、点検、検証の仕組みを導入する。感染症対策の強化につきましては、委員会の開催等の実施、5番目の業務継続に向けた取組の強化については、災害や感染症の関係につきまして研修とか訓練等を義務づけるということや、6番目のハラスメントにつきましては、事業者の責任を踏まえた対策を求める。7番目には、会議や多職種連携におけるICTの活用ということで、情報通信技術の関係を入れていくということでもありますし、63ページには利用者の説明・同意等に係る見直しということで、書面でもって行うということが記載してありますし、9番目には、記録の保存等に係る見直しということで、原則として電磁的な対応を認めるということ、10番目には、運営規程等の掲示の見直しということで、事業所に閲覧可能な形のファイルを備え置くということや、11番目には、高齢者虐待防止の推進ということで、研修等を実施するという記載になっております。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 3 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 2、議案第 1 3 号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、生涯学習のむら施設のメイプルセンター内にワークスペースを開設することに伴い使用料を規定するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第 1 3 号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正について御説明をいたします。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたが、生涯学習のむら施設のメイプルセンター内にワーケーション事業のワークスペースを開設することに伴いまして使用料を規定するため、改正をお願いするものでございます。

説明の都合上、審議資料ナンバー 1 の 6 4 ページを御覧をいただきたいと思っております。新旧対照表を添付をさせていただいております。新温泉町使用料徴収条例別表第 1 5、第 3 条関係の表をつけております。下線部が改正の内容でございます。現行では使用区分をメイプルセンターとして、町民は 2 時間 1,000 円、町民外は 2 時間 2,000 円としているものを、改正案では、メイプルセンターをメイプルセンターホールに変更し、新たにメイプルセンターワークスペースを加えて 2 区分といたします。メイプルセンターホールは、現行のメイプルセンターと同じ内容でございます。メイプルセンターワークスペースは、1 人当たり 2 時間で 500 円、1 日で 1,000 円という使用料で改正をいたします。金額の設定根拠につきましては、冷房等の経費を賄う金額で設定をいたしております。当初の利用につきましては、1 日当たり 2 時間の利用を 4 名、1 日の利用を 2 名で想定をしているところでございます。

6 5 ページにメイプルセンターの図面をつけておりますが、ワークスペースの範囲につきましては、図面の中央、色づけをしております半円状の部分でございます。利用席は 8 席としております。図面右側の色づけをしておりますレストランとウッドデッキがメイプルセンターホールの範囲でございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねいたします。メイプルセンターのワークスペースっていうことでありますけども、この1日ってというのは何時から何時までなんでしょうか。この内容、これをちょっと教えてください。

それから、65ページの図面で、ワークスペースのこの面積、それから、何組、これはできるんでしょうか。ワークスペースっていう限りは、お一人の面積がこれぐらいだと、要は何組ぐらいできるんでしょうか。これを教えてください。

それから、今後どの程度の需要があると思っておられますか。ツアーなんかもやるという話ですし、これまでもやってきたようでありますけども、実際にどの程度の需要があると。今後、当然これだけの費用もかけたわけですから、使っていただかな困るわけですけどもね。こういうことが将来とも定着してくるんかどうなのか。コロナ禍で特にそんなことも言われてるわけですけども、新温泉町としてはどんな見通しを持っておられますか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 最初の御質問の、1日は何時から何時までということですが、施設の、ちょっと時間については少しお時間をいただきたいと思います。

次に、ワークスペースの組であります。個人単位で1人幾らという形でしておりますので、一応8席ということで考えております。（「えっ、何て」と呼ぶ者あり）8人分ということで。

○議長（中井 勝君） 平米数。

○商工観光課長（水田 賢治君） 平米数か。すみません、ちょっと平米数につきまして資料を持ち合わせておりませんので、至急調べます。

それから、コロナ禍において、今後どのような見通しであるかということですが、またモニターツアー等をしながら順次この施設の紹介はしてまいりますし、メイプルセンターとしても、またこの施設ができたことについてホームページなどで紹介をしながら誘客につなげていきたいと思っております。十分景色がいいところで、ゆっくりと自然の環境を満喫しながらワーケーションをしていただくということで執り行っておりますので、どんどん観光客にも使っていただくという観点から、利用いただけるものと考えてるところであります。

○議長（中井 勝君） 中井議員、ほかに質問があれば。今調べている分もありますけども。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ぜひ、時間だとかそういうのは簡単な質問ですから、資料は必ず持って対応していただきますように。

それから、このワーケーションの見通しってのを、課長なり、新しい事業ですから、一体どういう努力をして、どれだけのお客さんを呼び込むか、こういうことについてどうしようとしてるのか、ただ単なるツアーだけでそれだけのお客さんを誘致できるものなのかどうなのか。当然ワーケーションで来られて、泊まりだとかそういうことも考えられるわけで、それこそ1日だけで帰る方もおられるんかも分かりませんが、そこらのところ、これまでにいろいろと課長も接触をされてると思うんで、今後の見通しがどうなるのか、見通しがなくても、こういった形で本当に使ってもらえるように誘致をしたいとか、そういう内容をちょっと教えてほしいと思うんですけど。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） このワーケーション事業、実は兵庫県で新温泉町が初めてこのワーケーションの協議会なるもの、国内の組織に入らせていただきました。そういった中で、対コロナということで、大都会から地方へという流れが加速いたしております。県からも、このワーケーション事業につきましては一番に新温泉町を指定していただいて、推進を図っているというのが実態であります。何よりも観光地であるという点、いろんな自然環境がすばらしい、こういった点を県の担当からも御指摘いただいている中、このワーケーション事業をいち早く、県の指導もあつたりして取り組んでいるというのが実態です。

今のところ、先々月、1月にも東京方面から30名ほど来ていただいておりますし、それ以外にもファムトリップとして、他町、都会から視察をしていただいております。県の費用といいますか、公費で来ていただいておりますのが実態でありますけど、今のところ非常に評価も高く、今後の移住定住も含めて、このワーケーションの、何ていいますか、最適地として選んでいただけるような、そういう流れができております。こういったことで新たな観光の流れをつくと同時に、移住定住の大きな決め手になると思っておりますし、なおかつ、また事業所が将来この新温泉町に事業所を開設する、そういうことも一部聞いております。

そういったことで、今後見通しがどういう人数、具体的に何人増えるとか、そういう予測は今のところ立てていないんですけど、将来的には、今回初めての取組で、期待をいたしているというのが実態です。計画といいますか、具体的な人数、そういったものの現状における、何といいますか、計画はないわけですけど、これを少しずつ充実を図っていくことによって町全体の活性化に取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 先ほどいただきました質問で、回答ができてない部分について回答させていただきます。

営業時間の想定につきましては、朝7時30分から夜9時30分までを想定をいたしております。メイプルセンターの開館の時間でございます。

それから、1人当たりのワークスペースにつきましては、現在そのワークスペースの面積自体は28平米でございます。それから、大体现地で確認をしておりますが、1席当たりの机の幅がおおむね1メートルでございます。それをテーブルに置きまして、そこに席を、椅子を1つ置く形になっております。それから、半円の中心部分につきましては、後にコピー機を置く予定にしておりますので、大体そういう形の配置ということでお願いをしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 町長からもお話があったんですけども、そもそも、兵庫県でこの新温泉町だけっていうのがすごく何か不思議なんですけども、ほかの自治体もこういうことをやりたいっていうところがないのかなと思うんです、率直なこと言って。県からの話なんですか、元は。それとも町がこういうワーケーションの事業をやりたいと言われたのか。新しい事業ですから、だから、当然そこにはどの程度の方たちが来てもらえるのかというのは未知だと思うんですね、まだ分からない。しかしながら、それに向かって今回いくわけですから、当然、町長のように何とかしたいというような思いから接触を図っていくことが必要だと思うんですけども、町が、いわゆる県に対してやりたいとか、県が、いや、新温泉町やったら適地やと言われたのか、どっちなんでしょう。そこら辺のどこ、ちょっと分かれば。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現在、城崎温泉なども取り組んでおりますし、各市町がもうどんどんどんどん取り組んできているというのが実態であります。一番最初に取り組んだのは新温泉町、それも観光協会を通して、県からどうかという打診がある中で、いち早く推進しよう、こういう流れがあって当町で取り組んでいるというのが実態であります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 今回、使用料徴収条例の改正ということで、今期の議会には指定管理の関係の議案が多数上がっています。そういう意味で、この使用料徴収条例を改めて見直させていただきました。私、以前ちょっと質問させていただいたことがあるんですが、旧の浜坂地域にある施設に関しては、何時から何時までが何百円というような料金体系になってるんです。旧の温泉地域の施設であったり、また新しくできたような地域の使用料に関しては、このたびのメイプルセンターのホールもそうですけれども、何時間幾らという形になってるんです。この辺りの整合性をきちっと収めるべきじゃないかなと思うんですが、その辺りの見解をお聞かせください。

また、これ実際、浜坂の施設なんかを使ってみれば分かるんですけども、例えば例規の多目的施設集会などでいいますと、小会議室が8時半から12時までが500円、

13時から17時までが600円。この間、例えば1時間しか使わなくっても、午前と午後で100円金額が違うんですよ、使う時間が1時間でも。ものすごく不条理じゃないかと思うんです。また、お昼休みなんかには使用料の設定ありませんので、そこをまたいで前後使うっていう形になってくると、どういう料金が徴収されるのかなど。整理される必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議員御指摘のとおり、条例を見てみますと、旧の温泉の施設については2時間とか、時間を区切った使用料徴収条例の中身、旧浜坂の部分の施設については、何時から何時までという使用料の区分になっております。それぞれ施設の設置管理条例がございまして、その施設の使い方によって、この条例を決めた当時にはこういう時間設定がベストであって、こういうふうにつくっていたんだと思います。ただ、その部分、合併して以後、消費税率が5%に変わったときだったでしょうか、一度、条例改正して、施設が新たに設置された、廃止された、そういったことで条例改正をしておりますけども、その部分、時間の区分というのについては、合併後、整理がされてきてないと思っております。当然、施設の使い方によって、どういう時間区分がいいのかというのはあると思いますので、設置管理条例とも見合わせる中で、一定の整理をしなければいけないところについては検討してまいりたいと思います。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） ぜひ整理していただきたいと思います。本当に類似施設で、片や2時間幾ら、片や2時間使うのも午前と午後で金額が違う、そんな状態で100円、200円のことですけれども公のお金のことですから、その部分は真摯に対応していただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 繰り返しになりますけども、設置管理条例などを見る中でも施設の利用形態っていうのも十分注意してこないと、一つに合わせるのがいいのかどうなのかということも一つの前提にはあると思いますので、その辺りを設置管理条例等も見の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 使用料の件で、ワークスペースについてはお一人幾らっていうことなので非常に分かりやすいかと思います。ただ、この時間のほう、誰だか張りついてカウントされるのか、その辺りの時間管理っていうのはどうなのかということちょっと疑問に思います。

それと併せて、メイプルセンターのホールについては、これは人数関係なしに独占するというふうには何かこれでは受け取れるんですけども、レストランを含むということであると、レストラン使いたい人が使えないという形になってしまうのかと思うんですけ

ど、その辺りについてのマイナスなり、ほかの運用方法を想定されてるのかどうか、そこについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） まず時間管理につきましては、特に2時間という時間を設定してる場合につきましては、受付時においてこの施設の管理者できちんと記録をしまして、またその運用につきましては、明日、具体的に相談することになっておりますが、タイマーなどを使って終了時間前に本人にお知らせをするという運用を今考えるところであります。

それから、このレストランとウッドデッキについては、メイプルセンターホールとしての適用をさせていただく形になります。こちらを使用料を使っていただきますと、2時間当たりでそこを貸切りという形にさせていただく形になります。以上です。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ちょっと私がお聞きしたかったのは、ワークスペースと比べて、例えば2時間だとすると、お二人で使えば同じ金額になってしまうんじゃないかと思うんですね。そうすると、例えばお二人でここを独占したとして、レストランも使うよってことになったときに、レストランだけ使いたい人が使えない格好になってしまうと思うんですね、単純に言えば。それが独占でなければ可能性はあると思ったりするんですけども、そこら辺について、レストランを十分活用するという面での使用方法ってというのは全然想定されてないと思ってしまうんですけど、そこについての何か配慮、検討はされてるでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 議員のおっしゃるとおり、料金的にはお二人で利用した金額と同じような形になりますが、受付時において、それぞれ利用目的に応じてその施設の許可をしていきたいと思っておりますし、そういう独占という形で施設の利用が不便にならないように、施設管理者が受付をしていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 私、極端なことでお二人というふうに今設定したんですけど、例えば4人だとしても、これを独占したときに、レストランの稼働として、4人で2時間ずっと全部を使うという想定になると、レストランを稼働されるという面ではものすごく効率が悪いと思うんですね。その中で、例えば4名で使ったとしても、4名でここを独占せなあかんかということになると、独占する必要がないのではないかなということもあり得ると思う。要は極端に言うと、同席的な活用っていうのもできないかと思ったりするんですけども、あえてここを独占したい使い方もあると思う。独占しないでもいい使い方もあると思うんですね。そのときに、あえてこの金額であると、要は少人数でも簡単に独占してしまえる料金設定になってる。これは、公の施設としての収益を上げるという面では効率がとっても悪いんじゃないかと思うんですけども、検討

の余地があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 今のホールのほうの利用目的としましては、例えば学校関係の行事であったり、それからピアノの演奏会であったり、そういったことの目的で、一応使用料をいただきながら優先的にそこを占用いただくという形で使っていておられますので、恐らく効率の悪い使い方という形はあまり想定をしてないと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 4 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 3、議案第 1 4 号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、奥八田交流施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新温泉町田中辺地総合整備計画を変更するため、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 議案第 1 4 号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを御説明申し上げます。

提案理由、町長が申し上げましたとおり、奥八田交流施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新温泉町田中辺地総合計画を変更するものでございます。

次のページから、総合整備計画をつけております。

説明の都合上、審議資料ナンバー 1 の 6 6 ページを御覧いただきたいと思っております。辺

地総合整備計画変更に係る理由書をつけさせていただいております。辺地名、田中辺地。内容といたしまして、当該辺地は、町の中心地から南に約13キロに位置し、上山高原の麓に広がる4つの地域で構成されている。隣接する海上辺地、青下辺地とともに、奥八田地域という一体的な集落圏を形成しているものでございます。

3段落目に行きますけれども、奥八田地域では地域住民が主体となって、地域間交流や生活支援サービスといった、安心して暮らし続けることができる持続可能な地域づくりについて取組を進めていることから、住民自らが行う地域づくり活動を支援し、集落の維持・活性化を図るための拠点となる交流施設を整備するものでございます。これにつきましては、当初計画内容のとおりでございます。

変更理由といたしまして、令和2年度に、今後の地域づくりの活動に必要な施設の在り方を地域住民と検討・調整する中で、簡易車椅子トイレの設置やトイレ位置の変更及び外構工事、舗装工事等を追加することとなった。あわせて、概算事業費から実施設計に基づく積算により、事業費の増額が生じたものでございます。事業年度、令和2年度から令和3年度。事業費5,400万、変更前が3,900万でございます。

次のページ、67ページに、事業計画の位置図をつけさせていただいております。

その次のページ、68ページでございます。平面図をつけさせていただいております。右の上の位置がトイレになります。この中で簡易車椅子トイレという表記をされている部分が追加となったトイレでございます。左上に物置がございますけれども、位置の変更として、入り口から、この物置の位置、この位置が変更となっております。

次に、69ページに、立面図をつけさせていただいております。

次に、70ページでございます。配置図といたしまして、建物の位置を表記させていただいております。建物の周りを舗装するという事で、外構の中に舗装工事ということで上げさせていただいてるところでございます。

議案に返っていただきたいと思っております。議案の総合整備計画でございます。国に提出しております計画書でございます。

1といたしまして、辺地の概況。辺地につきましては、先ほど申し上げました、前、石橋、岸田の辺地と併せて行います。地域の中心位置は、この辺地の中心となっております。2番といたしまして、公共的施設の整備を必要とする事項につきましては、先ほどの理由書のとおりでございます。3、公共的施設の整備計画で、令和2年度から令和3年度までの2か年といたしまして、変更前が事業費3,900万円、一般財源が3,900万円の辺地債3,900万円でございます。

次のページでございますけれども、変更後といたしまして、事業費5,400万円、一般財源5,400万円でございます。ただ、辺地債の事業債の予定額が5,390万円でございます。10万につきましては、10万単位の端数切捨てということの県協議の中で、5,390万円となっております。辺地債につきましては、100%充当、80%の交付税算入でございます。

以上、辺地に係る整備計画の変更でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 建物建てるのは、今の時点になったら致し方がないかと思うんですけども、上山エコの建物もその横にございます。本当にこれ、奥八田地域として、今後この2つ、体育館も含めて維持管理をしていかにゃあかんという話になるんですけども、そこら辺ところはどのようにお考えなんでしょう。上山エコの建物自体も、いつまでも本当に県がお金を負担をしてくれるとは思えないんですけども、実際のところ、これ、どうなっていくのかなど。この建物自身の維持管理費についてはどうなっていくのか。これは奥八田なら奥八田の皆で負担をしていく形になるんでしょうか。それとも指定管理料なりで、いわゆる維持をしていくとか、どういう形を考えておられるんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 奥八田につきましては、この位置図にありますように、議員御指摘のように、上山エコミュージアムのふるさと館の隣に当たります。上山エコミュージアムそのものが奥八田全体での最大の取組ということで、今現在も行われておるわけでございますし、これからも一番の中心の活動だと認識しております。議員の御指摘のように、県との連携事業ではございますけれども、なかなか県予算のほう少なくなっているという実情もございます。ただ、お客様といたしましては、京阪神を中心に、まちのほうからのお客様を中心にして来ていただいているという現状がございます。そういう形の活動をこれからもどんどん広げていくというのが一番の課題だと思います。この地域交流施設につきましては、あくまで中心は地元のための施設が基本でございますけれども、そういうよそから来られる方との交流も図るということも非常に重要な考えにあると、地元ともお話をさせていただいております。地元を中心とした交流施設と、外から来られる方を中心とした施設が、お互いにより意味での相互関係を築きながら両方発展させていくということを目指しておりますし、そういうことが、これから人口が減っていく中では必要なことだと考えているところでございます。

指定管理、交流施設の今後の、建てた後の考え方でございますけれども、一応工程としては、今年の11月終わりぐらいには建設が終わって、12月からの供用開始が取れたらなという工程を描いております。令和3年度につきましては、どのような形になるというのがはっきり分かりませんので、町で直営の管理をするという考えにしております。あわせて、来年度からはそれに基づいて指定管理の方向を検討するという思いでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 課長、なかなか言葉はすばらしいんですけども、都会か

ら来る方、それから、こっちの地元の方と交流ってというのは、たかがこれだけの、2つの建物を本当に、例えば県からの予算的な財源がなくなって、それでも、はっきり言ったら、ふるさと館を維持できるかどうか。あとは町の出すお金だけでしょう、これ、実際にふるさと館の場合は。これ、令和3年度は直営だけど、令和4年度からは、要は指定管理だということになって、基本的にはあれですか、指定管理料でここの維持をしていくってということですか。電気、水道、ガス、そういうもんが必ず要るわけですけども、最低でもそれぐらい要るわけですね。そしたら、それは指定管理料を出すことによって維持管理をしていく、そういう形になるんですか。ちょっと僕は、地域からの強い要望ですから、やっぱり地域自身がそういうことについてやろうという気がなければなかなか、さっき課長が言われた、地元と、それから、ほかから来るお客さんとの交流だとか、そういうことについても大変、なかなかそういう気持ちがなければあかないのではないかなと思うんですけど、その点はどうですか。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 議員御指摘のとおり、地元の気持ち、地元の活動、それには地元の相応の負担という考えもあると思います。指定管理につきましても、今金額がこうなるというようなお示しはできないわけですが、ほかの施設等も勘案しまして検討するということになろうかと思っておりますし、繰り返しになりますけれども、町が維持管理を必要とする部分は町で見る、地元が行う部分は地元で見る、その考え方は必要だと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時00分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第15号、公の施設に係る指定

管理者の指定について（御火浦コミュニティセンター）から議案第34号、公の施設に係る指定管理者の指定について（旧八田中学校跡地体育施設）の議案につきましては、一括上程し、説明、質疑、討論、採決は議案ごとに行いますので、よろしく願いいたします。

日程第14 議案第15号 から 日程第33 議案第34号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定について（御火浦コミュニティセンター）、日程第15、議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂福祉センター）、日程第16、議案第17号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂野営場）、日程第17、議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定について（上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス及び青下ふるさと体験ハウス）、日程第18、議案第19号、公の施設に係る指定管理者の指定について（草太園地）、日程第19、議案第20号、公の施設に係る指定管理者の指定について（リフレッシュ館、森林総合利用促進施設及び新温泉町民プール）、日程第20、議案第21号、公の施設に係る指定管理者の指定について（メイプルセンター及びパークロッジ）、日程第21、議案第22号、公の施設に係る指定管理者の指定について（湯村温泉博覧館「夢千代館」）、日程第22、議案第23号、公の施設に係る指定管理者の指定について（湯村温泉東駐車場及び湯村温泉北駐車場）、日程第23、議案第24号、公の施設に係る指定管理者の指定について（健康公園）、日程第24、議案第25号、公の施設に係る指定管理者の指定について（諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センター）、日程第25、議案第26号、公の施設に係る指定管理者の指定について（二日市ふれあいセンター）、日程第26、議案第27号、公の施設に係る指定管理者の指定について（諸寄児童公園）、日程第27、議案第28号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂山村広場）、日程第28、議案第29号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂B&G海洋センター体育館）、日程第29、議案第30号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂すこやか広場）、日程第30、議案第31号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂相撲場）、日程第31、議案第32号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂体育センター）、日程第32、議案第33号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場）、日程第33、議案第34号、公の施設に係る指定管理者の指定について（旧八田中学校跡地体育施設）を一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） ただいま議題となりました議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定についてから、議案第34号、公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの提案説明につきましては、まず議案第15号として、御火浦コミュニティセンタ

一の指定管理者に三尾区を、次に、議案第16号として、新温泉町浜坂福祉センターの指定管理者に社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会を、次に、議案第17号として、浜坂野営場の指定管理者に浜坂観光協会を、次に、議案第18号として、上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス及び青下ふるさと体験ハウスの指定管理者に特定非営利活動法人上山高原エコミュージアムを、次に、議案第19号から議案第24号として、草太園地、リフレッシュ館、森林総合利用促進施設、新温泉町民プール、メイプルセンター、パークロッジ、湯村温泉博覧館「夢千代館」、湯村温泉東駐車場、湯村温泉北駐車場及び健康公園の指定管理者に株式会社温泉町夢公社を、次に、議案第25号として、諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センターの指定管理者に諸寄財産区管理協議会を、次に、議案第26号として、二日市ふれあいセンターの指定管理者に二日市区を、次に、議案第27号として、諸寄児童公園の指定管理者に諸寄財産区管理協議会を、次に、議案第28号から議案第33号として、浜坂山村広場、浜坂B&G海洋センター体育館、浜坂すこやか広場、浜坂相撲場、浜坂体育センター及び浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場の指定管理者に新温泉町体育協会を、そして、議案第34号として、旧八田中学校跡地体育施設の指定管理者に特定非営利活動法人上山高原エコミュージアムをそれぞれ指定をしたいので、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、各担当課長が御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 提案説明が終わりました。

それでは、議案ごとに各所管課長から指定管理に関する説明の後、質疑、討論、採決の順に進めます。

議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定について（御火浦コミュニティセンター）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定について（御火浦コミュニティセンター）の御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料、別冊のナンバー2の1枚目をめくっていただきまして、71ページを御覧いただきたいと思います。

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案をつけさせていただいております。施設の名称、御火浦コミュニティセンター、指定管理者の候補者名、三尾区、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。選定の理由といたしまして、御火浦コミュニティセンターは、旧学校施設を利用して、町民のスポーツ・レクリエーションをはじめ、あらゆる生涯学習活動や地域活動を推進することを目的として設置されており、その目的を達成するためには、施設設置地域の地縁団体である当該候補者を指定管理者として選定することが最も適当と認められるためとしております。

次のページから、基本協定書をつけさせていただいております。

75ページを御覧いただきたいと思います。基本協定書、第7条、一番下でございますけれども、指定の期間といたしまして、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。この項目以外は基本協定書、従前のものと変わっておりません。

84ページを御覧いただきたいと思います。指定管理の業務仕様書をつけさせていただいております。3として、指定管理者が行う業務、(2)として、維持管理に関する業務、アとして、施設の点検清掃、イ、設備の点検管理を指定管理業務とさせていただいております。

議案書に返っていただきたいと思います。議案書で、1、公の施設の名称、御火浦コミュニティセンター、2、指定管理者となる団体の名称、三尾区区長、小西清司、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第16号、公の施設に係る指定管理者の選定について（浜坂福祉センター）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第16号、公の施設に係る指定管理者の選定について（浜坂福祉センター）について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の86ページをお開きいただきたいと思います。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案ということでつけさせていただいております。公の施設の名称が新温泉町浜坂福祉センター、指定管理者の候補者名が社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会、指定の期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。選定理由としましては、社会福祉協議会は、新温泉町浜坂福祉センターを社会福祉協議会の事務所とし、地域福祉、給食サービス、ボランティアステーション等の社会福祉活動の拠点施設として広く町民に呼びかけ、連携を深めて活動をしており、施設管理について従来から携わってきた実績があり、本施設の目的である福祉に関する知

識の普及及び福祉活動の向上を図ってきた実績があります。

次の 87 ページからには、基本協定書ということでつけさせていただいております。

90 ページ、基本協定書の第 7 条ということで、指定期間の記載事項について記載してあります。指定期間が令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに変わりました。以外は変更はありません。

議案に戻りまして、1、公の施設の名称、新温泉町浜坂福祉センター、2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会会長、倉内晋、3、指定の期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14 番、谷口功君。

○議員（14 番 谷口 功君） この施設は大変老朽化が進んでいて、この契約年限である 5 年間、大丈夫なのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） この建物については、老朽化の話も社会福祉協議会からもお話をいただいております。将来的に何らかの対応が必要だと考えておりますし、財政計画の中で協議を上げる中で調整しているという状態ですので、また今後どうするかについても検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 17 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂野宮場）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第 17 号、公の施設に係る指定管理者の指定について、指定管理者を選定いたしましたので、御提案をいたします。

審議資料101ページをお願いいたします。指定管理者の候補者の選定案をつけさせていただいております。公の施設の名称が浜坂野営場、指定管理者の候補者名は浜坂観光協会、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。選定理由につきましては、候補者は、現在行っております指定管理のノウハウを活用して適正な管理が行えるとともに、夏期には松林キャンプ場や駐車場の運営をしており、利用者に効果的な管理運営をしております。また、年間を通じて浜坂県民サンビーチや漁港等での各種イベントと連携を図ることができ、情報発信や観光の拠点としてさらなる事業展開が見込める団体でございます。

審議資料102ページから基本協定書をつけておりますが、基本協定書につきましては、第7条中の指定期間の変更以外は中身の変更はございません。指定管理料もございません。

それでは、本文に返っていただきまして、1、公の施設の名称、浜坂野営場、2、指定管理者となる団体の名称、浜坂観光協会会長、沼田宏一、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、岩本修作君。

○議員（10番 岩本 修作君） この浜坂観光協会の屋根に太陽光発電が設置されとると思いますが、それは機能されているのでしょうか。それによって雨漏りとかは大丈夫でしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 雨漏りの関係でございますが、現在、若干雨漏りの様子が、見ております。せんだって業者に見ていただきましたら、コーキングが弱くなっていることが原因だと思われておりますので、緊急に処置をしたいと考えておるところでございます。（「太陽光発電の機能」と呼ぶ者あり）

太陽光、設置当時はたくさん電力をつくっておりましたけれども、現在はあまりその効果が出てないと聞いております。

○議長（中井 勝君） 10番、岩本修作君。

○議員（10番 岩本 修作君） その効果が今出てないということで、今後その修繕等は考えているのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 電気もあまりたくさん発電をしてないようですし、売電の効果もないようですけれども、現在のところは現状維持と考えております。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（10番 岩本 修作君） はい。

○議長（中井 勝君） そのほか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） せんだって、このキャンプ場で、ワーケーションのモニターツアーで何か行事をされていたようですけれども、従前からのこちらの想定している内容と、今、町でワーケーション取り組んでいる中で、この施設自体の持つ位置づけていうのが変わってくるんじゃないでしょうか。今のこの指定管理の内容っていうのは従前からのままなのでしょうか。今後、ワーケーションに取り組む中で、この施設の方向性というのを教えてください。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後2時19分休憩

午後2時35分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

じゃあ、答弁から。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） モニターツアーが実施されたということで、まだ指定管理者候補とも協議は進んではおりませんが、野営場を含めて、松林であったり、そういった一辺でそういうワーケーションに関係ができる箇所がありましたら、それについて環境整備を進めていくということで、今後検討をしていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 今後ワーケーションに活用するということになってきますと、今現在、こちら指定管理料なしで管理していただいとるんですが、今後その部分、見直す必要が出てくるんじゃないかと思うんです。当然、またそれに継続的なコストであったり、そのときそのときで機能を向上するようなコストって部分が発生してくると思うんですけれども、その点、どういうふうに整理されるんでしょうか。5年っていう結構長い期間になってますけれども。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 現在、指定管理料をお支払いしてないのは、駐車場の使用料を夏期に徴収をしたりとか、キャンプの利用料金を徴収してるがゆえに経費が賄えてるということで、指定管理料をお支払いをしてないところではございますが、今後、例えばWi-Fiの整備であったり、いろんな気持ちよく使っていただけるための機材のレンタルであったり、そういったことで指定管理料が必要であれば、それはその時点で検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） いいですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定について（上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス及び青下ふるさと体験ハウス）を議題といたします。担当課長に説明を求めます。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定についてということで、引き続き御提案をさせていただきます。

それでは、審議資料の115ページをお願いいたします。候補者の選定案をつけさせていただきます。公の施設の名称、上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス、青下ふるさと体験ハウス、指定管理者の候補者名は特定非営利活動法人上山高原エコミュージアムでございます。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。選定の理由でございますが、候補者は、上山高原エコミュージアムの準備会から兵庫県旧温泉町とともに上山高原エコミュージアムに携わってきた実績があります。また、上山高原ふるさと館は、上山高原エコミュージアムの拠点施設として建設されたものであり、候補者は、その計画・設計段階から協議に参加していることから、積極的に施設運営に取り組んできた実績があります。また、候補者は、施設の設定趣旨や内容を熟知しており、プログラムの運営、魅力ある施設の運営ができる唯一の団体であります。今後も地域の振興に寄与しつつ、効果的な施設運営を目指すことができる団体であると考えております。

続いて、審議資料の116ページから、基本協定書をつけさせていただきますが、こちら第7条中の指定期間以外に変更したところはありません。また、指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますが、令和3年度については270万円を計上いたしております。

本文に返っていただきまして、1、公の施設の名称、上山高原ふるさと館、海上ふるさと体験ハウス、青下ふるさと体験ハウス、2、指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人上山高原エコミュージアム代表理事、中村幸夫、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

議案第19号、公の施設に係る指定管理者の指定について（草太園地）を議題といた
します。

担当課長の説明を求めます。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 審議資料の130ページをお願いいたします。公の
施設に係る指定管理者の候補者の選定案ですが、議案第19号から第24号まで、指定
管理者の候補者が同一のため、一括で御説明を申し上げます。

公の施設の名称としまして、草太園地、リフレッシュ館、森林総合利用促進施設、新
温泉町民プール、メイプルセンター、パークロッジ、湯村温泉博覧館「夢千代館」、湯
村温泉東駐車場、湯村温泉北駐車場、健康公園でございます。指定管理者の候補者名は
株式会社温泉町夢公社、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
でございます。

めくっていただきまして、選定の理由でございますが、①としまして、第三セクター、
株式会社温泉町夢公社は、公共施設の管理と運營業務の効率化、さらには若者雇用の創
出を目的に設立したものであり、長年にわたって培った施設の管理のノウハウを基に、
指定管理を効率的に行ってきた実績があります。②複数施設の委託であることにより管
理運営を総合的に行っており、極力無駄を省いた効率化が図られております。③として、
委託施設は、町民の健康増進を主たる目的としていますが、観光等、一方では広く開か
れた施設であり、施設管理のみならず、町の活性化や従来から施設間の利用促進など観
光地の形成に大きく寄与しております。4つ目として、設立以来33年が経過をしてお
りますが、特に大きな問題はありません。⑤として、株式会社温泉町夢公社の株主は、
まちづくりを進める主団体や住民が参加しており、町民の会社とも言えます。今後も民
間企業の持つ利点を活用しつつ、施設の適切な管理運営及び事業展開から町の活性化が
期待できる団体でございます。

それでは、審議資料の132ページから基本協定書をつけておりますが、こちら第

7条中、指定期間が変わったこと以外は変更はございません。指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますが、令和3年度につきましては11万4,000円を計上いたしております。

本文に戻っていただきまして、1、公の施設の名称、草太園地、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社温泉町夢公社代表取締役社長、猪坂悦司、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ただいま選定理由で上げられたところの最後の部分なんですけれども、ここの中で、株主はまちづくりを進める主団体やって書かれてるんですが、私の認識全くなかったので、まちづくりを進める主団体というのはどういう団体なのか教えていただけますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 観光の団体であったり、商工の団体の代表の方でございます。

○議長（中井 勝君） ここで暫時休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時47分再開

○議長（中井 勝君） それでは、会議を再開します。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） それぞれ、今おっしゃられた団体は、法的には任意団体ではないかと思うんですけれども、任意団体が株主になるという形が実際に可能なのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それぞれの団体の方が役員になっておられるということだと思っております。直接その団体の代表者になっているということと、直接はちょっと考えておりません。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 株主のリストの中には、そういった団体の長という肩書の下にその個人の方のお名前が出ていて、役員が替わったらその都度替わるという手続になってるのかどうか、その辺も確認させてください。株主という形であると非常に不思議な気がするので、ちょっと確認させてください。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） すみません、ちょっと確認をするお時間をいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後 2 時 4 8 分休憩

午後 2 時 5 4 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 答弁が遅れて申し訳ございません。ちょっと今お調べしますと、株主の団体の中には、観光協会とか商工会、温泉の旅館料飲組合、また湯財産区などがございまして、そういう方々で組織をいただいておりますということで、代表者が替われば、またその方に替わるといってございまして。

○議長（中井 勝君） 回答にはなっていないけど。

暫時休憩します。

午後 2 時 5 4 分休憩

午後 2 時 5 6 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

2 番、平澤剛太君。

○議員（2 番 平澤 剛太君） 草太園地。この指定管理の中で、委員会資料で事業計画書なんかを見せていただきますと、施設の運営についてなどでも、設備は十分整っていないがという文言があったり、施設の老朽化が進み、修繕費がかなり増えるものと予測されるという内容があるんです。実際にその収支予算書などでも、利用料もある程度上がっていますが、やはり指定管理料が発生していて、修繕維持費というのがかなり大きな割合を占めています。先ほど浜坂のキャンプ場の話もしましたけれども、今後、この草太園地を町としてどういうふうに位置づけているかっていうところをお聞かせください。そうしないと、またこの 5 年間の長期の指定管理っていう形になってこないと思いますので、その部分をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 設備がどんどん古くなっているということで、設立してから年数がかなり経過をしております。実際、見に行かせていただきますと、施設もかなり古くなっておりますし、トイレも下水には接続されておられませんし、施設管理できれいに環境整備はしていただいております中ではありますが、今のキャンプブームにおいても、やはり昔のキャンプ場のイメージというものがついております。ですので、今この草太園地をどう魅力的な施設にするかということは夢公社とも話をしておりますけれども、すぐにどうこうできるということにはなっておりませんが、少しずつ水回り、そ

れからトイレの関係をよくすれば、もう少しテントを張るキャンプに御利用いただけたりとか、また民間の力を借りながら、グランピングの施設とか、そういった形もできるのかなという協議は進めておるところであります。ですので、町としましては、また今の現状を、今すぐ何を変えるということの御提案はできませんけれども、生まれ変わらせる、また魅力あるキャンプ場にしていこうという方針では協議を進めておるところでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 委員会資料などの利用状況など見させていただきますと、草太園地、かなり利用少ないんです。ピークが夏休みの8月ぐらいに来るとしても、全体的に見たら、昔ながらのキャンプ場にどこまでの魅力を持ってお客様が来てくれるのかというところが見えてきます。町がこれからこういうふうはこの草太園地を使っていきたいっていうところを出してあげないと、指定管理である夢公社としても、必要以上のことはできないわけなんですよね。現状の協定の中での業務内容しかできないわけですから、早く方向性を出してあげるべきだと思いますし、先ほど課長が答弁されたように、グランピングなんていう言葉が出てくる状況ではないですよね、今の現状は。だから、その辺をきちっと、やっぱり公共施設を使っていくというイメージを持って進めていく必要があると思います。極端な話ですと、町内の方でも草太園地がどこにあるか知らなかったということまでおっしゃられる方がいらっしゃるんで、そういう意味で、やはり町としての方向性というのをきちっと持つべきではないかなと。お願いします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 現状は、私も実際に行かせていただいて、施設は見させていただきましたので、これからいかに改善をしていくか、また、どういうふうな民間の力を借りていくかという部分も考えて、また指定管理者とも協議をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 草太園地の今年度の利用人数なり売上金額につきましては、夢公社の様々な部門の中におきましては、私どもが今持っているデータでおきますと、利用人員が前年対比の中で82.6%、売上げが90ということで、ほかの部門に比べますと、部門の中ではそんなに悪くはないという状況がありますけど、いずれにしても老朽化という問題もありますので、今後の展開について、それらを踏まえた中で検討したいと思っております。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 今年伸びているのは、たまたまコロナで夏の時期に少し解禁されて、感染リスクが低い屋外でのキャンプを選ばれた結果だと思うんです。単年度だけの、このコロナ禍だけの状況だと思いますので、きちっと状況を考えて観光について考えてください。

○議長（中井 勝君） て言いましたね。答弁いいですね。

そのほか。

5番、浜田直子君。

○議員（5番 浜田 直子君） 草太園地、とてもキャンプ場としては本当にすばらしい場所だなと思います。今、議員おっしゃられたように、本当に知られてない、知られてないというか、周知されてないですが、本当にすばらしい場所ですし、一度行った方は、いい場所だとは言うんですけど、やはり水回りの問題、お手洗いであったりとか、炊事場、建物もですけど、大変古く、また来ようかなっていうのにはちょっと抵抗がある場所だと思います。でも、本当にロケーションも最高ですし、広々ですし、自由、直火が使えるキャンプ場っていうのはほとんどないので、そういうキャンプの本当に好きな人たちには絶対好かれる場所だと思うんです。そういったところをしていただければ、きっと人気も出ると思うんです。そういったところで、指定管理を、今は夢公社、されてますけど、地元のグループでも活用したいなっていう人たちがいた場合は、どういった利用の可能性があるでしょうか。ちょっとそういった相談もさせていただいたことはあるようなんですけど、もっと活用できる、利用したいと思っている人たちに門戸を広げてみてはどうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 質問ですよ。

○議員（5番 浜田 直子君） はい。

○議長（中井 勝君） 指定管理に。いや、ほかのグループに指定管理を渡したらという。

○議員（5番 浜田 直子君） じゃないです。指定管理の人たちとその人たちとの……。

○議長（中井 勝君） 何か質問らしいんですけど、回答があればお答えください。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 草太園地につきましては、昔ながらのキャンプ場ということで、逆にそういう部分でも使いやすいという御意見もありますし、水回り等も老朽化している中でも指定管理者がきちり清掃していただけてますから、きれいなトイレでしたというコメントも受けてるところでございます。今の草太園地、年間を通じて、4月から11月までの期間限定の利用になっております中で、夢公社がいろいろと、いろんな複合の施設を管理しながら管理をしていただいとって、きれいにしていただいている状況でございます。ですので、そういった複数の施設の管理をしながら管理をしていただけてますので、お安くできてるといことかなと思っております。指定管理については、今のところは民間という形よりも、今申し上げたとおり、施設管理の部分におきましては夢公社が一番いいと今回御提案をさせていただいておりますので、その点について御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 所管ですので意見は言えないんですけど、休憩にしても

らったらいいんですけど。

○議長（中井 勝君） いや、いけません。

○議員（11番 中村 茂君） いやいや。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後 3 時 0 5 分休憩

午後 3 時 0 6 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 質疑なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、公の施設に係る指定管理者の指定について、リフレッシュ館、森林総合利用促進施設及び新温泉町民プールを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 議案第 20 号、公の施設に係る指定管理者の指定について、施設につきましては、リフレッシュ館、森林総合利用促進施設、新温泉町民プールでございます。

選定理由につきましては議案第 19 号と同じですので、説明は省略をさせていただきます。審議資料の 147 ページより基本協定書をつけさせていただいておりますが、基本協定書中、第 7 条の指定期間以外は内容の変更はございません。指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますけれども、令和 3 年度については 2,928 万 2,000 円を計上いたしております。

本文に返っていただきまして、1、公の施設の名称、リフレッシュ館、森林総合利用促進施設、新温泉町民プール、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社温泉町夢公社代表取締役社長、猪坂悦司、3、指定の期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第21号、公の施設に係る指定管理者の指定について（メイプルセンター及びパークロッジ）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第21号、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。施設の名称については、メイプルセンターとパークロッジでございます。

それでは、選定理由につきましては同じく議案第19号と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。審議資料では162ページに基本協定書をつけさせていただいております。基本協定書中、第7条の指定管理期間が変更になったこと以外は内容に変更はございません。指定管理料につきましては、こちらも年度協定で定めることとしておりますが、令和3年度につきましては367万6,000円を計上いたしております。

本文に返っていただきまして、1、公の施設の名称、メイプルセンター、パークロッジ、2、指定管理者となる団体の名称は株式会社温泉町夢公社代表取締役社長、猪坂悦司、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第22号、公の施設に係る指定管理者の指定について（湯村温泉博覧館「夢千代館」）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 議案第22号、公の施設に係る指定管理者の指定について、施設の名称は湯村温泉博覧館「夢千代館」でございます。

選定理由につきましては議案第19号と同じですので、説明を省略をさせていただきます。審議資料177ページに基本協定書をつけております。基本協定書は、第7条中の指定期間の変更以外は内容の変更はございません。また、指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますが、令和3年度につきましては809万9,000円を計上をいたしております。

それでは、本文に返っていただきまして、1、公の施設の名称は湯村温泉博覧館「夢千代館」でございます。2、指定管理者となる団体の名称、株式会社温泉町夢公社代表取締役社長、猪坂悦司、3、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号、公の施設に係る指定管理者の指定について（湯村温泉東駐車場及び湯村温泉北駐車場）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 議案第23号、公の施設に係る指定管理者の指定につ

いてでございます。施設の名称は、湯村温泉東駐車場、湯村温泉北駐車場でございます。指定管理となる団体の名称は、株式会社温泉町夢公社、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

選定理由につきましては議案第19号と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。審議資料の192ページに基本協定書をつけておりますが、協定書中、第7条の指定期間が変わること以外は変更はございません。また、指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますが、令和3年度につきましては419万8,000円を計上いたしております。

本文に返っていただきまして、1、公の施設の名称、湯村温泉東駐車場、湯村温泉北駐車場、2、指定管理者となる団体の名称は、株式会社温泉町夢公社代表取締役社長、猪坂悦司、3、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 北駐車場についてなんですけれども、北駐車場は洪水が起こると浸水してしまうんじゃないかと思うんですけれども、それについての管理者との関係、ここに一応不可抗力云々ということもあるんですけれども、それを利用されてる車の所有者等との関係の中で、そういったことについての運営上の取決めというのを町で指示して、町に責任がない旨の契約等結ぶような格好になってるのかどうか、その辺りについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） そういう契約はちょっと存じ上げておりません。

○議長（中井 勝君） 専務よろしいですか。専務、いいですか。（「議長、休憩にしてもらって」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後3時15分休憩

午後3時16分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

答弁は……（「分からない」と呼ぶ者あり）分からないということでもいいの。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後3時16分休憩

午後 3 時 1 7 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

西村副町長。

○副町長（西村 徹君） ちょっと細かい運用につきまして確認をさせていただいて、後刻、回答ということでお願いしたいと思います。

○議員（3 番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（中井 勝君） 分かったって。じゃあ、分かってくれたんで。（「いや、答えはもらえるんですよね」と呼ぶ者あり）

そのほか。

ちょっと暫時休憩します。

午後 3 時 1 8 分休憩

午後 3 時 2 9 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

じゃあ、答弁から。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 答弁が遅れて大変申し訳ございません。河越議員の御質問の中で、お答えをさせていただきます。

緊急時の対応につきましては、基本協定書中の 1 9 7 ページ、第 1 5 条に緊急時の対応ということで記載がありまして、この本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者、いわゆる施設の利用者等に対して緊急事態の発生を旨を通報しなければならないということで、そういうおそれがあった場合には、速やかに連絡をして車両の移動等のお願いをするという形を取っております。運用の部分では、利用者に対する免責事項については、指定管理者が施設の利用の際に利用者に対して告知を行ってるということを確認をいたしました。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 3 番、河越忠志君。

○議員（3 番 河越 忠志君） 指定管理者も本町も、最終的に責任が転嫁されない形の運用を心がけていただくように、利用者以後で連絡するというのは非常に難しいと思うんですね、また、甲もどんな形で起こってくるか分からない、数泊するようなお客さんが、車を止めてどっかへ出かけておられたとかということが起こる可能性もあるので、だから、今も言っておられたように、入り口のところで周知するということを徹底していただく形で、安全な方向での運用を指定管理者に対して求めていくということについて徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 災害等で事前に分かるものにつきましては、早めの対

応をしますし、していただくようにいたしますし、町から指定管理者に、そういう指導はしてまいります。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号、公の施設に係る指定管理者の指定について（健康公園）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 議案第24号、公の施設に係る指定管理者の指定についてということで、公の施設の名称は健康公園でございます。指定管理者の名称は、株式会社温泉町夢公社、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

選定理由につきましては議案第19号と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。審議資料207ページに基本協定書をつけております。基本協定書の第70条中の指定期間が変わる以外は変更はございません。指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますが、令和3年度につきましては1,998万7,000円を計上をいたしております。

本文に返っていただきまして、1、公の施設の名称は健康公園、2、指定管理者となる団体の名称は株式会社温泉町夢公社代表取締役社長、猪坂悦司、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号、公の施設に係る指定管理者の指定について（諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センター）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） それでは、議案第25号について説明させていただきます。公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。審議資料ナンバー3の222ページをお願いいたします。候補者の選定案を添付しております。公の施設の名称、諸寄基幹集落センター、諸寄健康増進体育センター、指定管理者の候補者名、諸寄財産区管理協議会、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

選定理由でございます。諸寄財産区管理協議会は諸寄基幹集落センター及び諸寄健康増進体育センターの管理委託を設立当初より行っておりまして、管理に携わってきた実績がございます。また、当初の設立目的でございます地域産業の振興等、住民の福祉及び文化向上を図ってきた実績により、選定いたしているところでございます。223ページから235ページに基本協定書を添付しております。226ページの第7条中、指定期間が変わった以外に変更はございません。

本文に返っていただきまして、1、公の施設の名称、諸寄基幹集落センター、諸寄健康増進体育センター、2、指定管理者となる団体の名称、諸寄財産区管理協議会会長、水谷和尚、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

議案第26号、公の施設に係る指定管理者の指定について（二日市ふれあいセンター）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） それでは、議案第26号、公の施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。審議資料のナンバー3の236ページをお願いいたします。候補者の選定案を添付いたしております。公の施設の名称、二日市ふれあいセンター、指定管理者の候補者名、二日市区、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

選定の理由でございます。二日市区は二日市ふれあいセンターの管理委託を設立当初より行っており、管理に携わってきた実績がございます。また、設立当初の目的であります農村における生活等に関する環境改善を図ってきた実績がございます。これらによりまして、選定いたしているところでございます。237ページから250ページに基本協定書を添付しております。240ページの第7条中、指定管理期間が変わった以外に変更はございません。

本文に返っていただきまして、1、公の施設の名称、二日市ふれあいセンター、2、指定管理者となる団体の名称、二日市区区長、宇野通眞、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第27号、公の施設に係る指定管理者の指定について（諸寄児童公園）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 議案第27号、公の施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。審議資料の251ページの候補者の選定案で御説明させていただきたいと思います。公の施設の名称、諸寄児童公園、指定管理者の候補者名、諸寄財産区管理協議会、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということでございます。

選定の理由といたしましては、昭和53年に旧西浜支所跡地を公園化したものでございまして、長い間、地域住民の憩いの場として利用され、利用者は地域住民が主体となること、また、自主事業としまして清掃活動など適切な管理を行っていることから、引き続き諸寄財産区管理協議会にお願いするものでございます。審議資料252ページから257ページにつきましては、基本協定書をつけさせていただいております。変更点につきましては第4条の指定の期間のみですので、御清覧いただきたいと思います。

それでは、議案に戻っていただきまして、1の公の施設の名称は諸寄児童公園、2、指定管理者となる団体の名称は、諸寄財産区管理協議会会長、水谷和尚氏でございます。3、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第28号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂山村広場）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） それでは、議案第28号、公の施設に係る指定管理者の指定について、施設名称、浜坂山村広場について説明をさせていただきます。

審議資料ナンバー3の258ページをお願いいたします。候補者の選定案をつけさせていただいております。議案第28号から第33号まで同じ候補者になりますので、併せて一括して説明をさせていただきます。公の施設の名称、浜坂山村広場、浜坂B&G

海洋センター体育館、浜坂すこやか広場、浜坂相撲場、浜坂体育センター、浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場、指定管理者の候補者名、新温泉町体育協会、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

選定理由としましては、町体育協会は各種スポーツ大会、イベント、交流大会などを開催し、町民のスポーツ振興、体力づくり並びに親睦を深め、スポーツ全般に寄与する非営利組織であります。よって、体育施設を町体育協会に委託することが、子供から高齢者まで生涯スポーツ社会の実現とする施設の設置目的と活動目的が一致しますので、適切な委託先であるということで選定をしていただいております。同じく審議資料の次の259ページから、基本協定書をつけさせていただいております。前回からの変更としましては、第7条の指定期間が、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするとしております。指定管理料につきましては年度協定書に定めるものとしておりますが、令和3年度につきましては377万円を計上させていただいております。

議案本文に返っていただきまして、公の施設名称、浜坂山村広場、指定管理者となる団体の名称、新温泉町体育協会会長、西岡安雄、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第29号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂B&G海洋センター体育館）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 議案第29号、公の施設に係る指定管理者の指定について、施設名称、浜坂B&G海洋センター体育館につきまして説明をさせていただきます。

選定理由につきましては先ほどの議案第28号と同様ですので、説明は省略させてい

たきます。審議資料ナンバー3の274ページから基本協定書をつけさせていただいております。前回からの変更点としまして、第7条の指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までと、この箇所を変更しております。指定管理料につきましては年度協定に定めるものとしておりますが、令和3年度につきましては229万円を計上させていただいております。

議案に返っていただきまして、公の施設名称、浜坂B&G海洋センター体育館、指定管理者となる団体の名称、新温泉町体育協会会長、西岡安雄、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 1点だけ。BG施設なんですけど、建物が老朽化して、施設に入っても何かちょっと暗いし、あんまりよくないなという気がするんだけど、改修計画なり、またBGの、何というか、支援とか、そんなことはないものでしょうか、お尋ねします。

○議長（中井 勝君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 体育施設、老朽化がいずれも進んでおりまして、住民の方、皆さんに利用していただくのに、暗いとか、雨漏りがするとかということもちょっと指摘を受けております。ただ、なかなかたくさん施設がありますので、修繕につきましては、全体を通して計画的に進めていっております。また、プールにつきましても、B&G財団からの支援はありますが、上限がありますので、なかなか修繕というところにまでは来ていない状況です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第30号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂すこやか広場）を議

題といたします。

担当課長の説明を求めます。

谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 議案第30号、公の施設に係る指定管理者の指定について、施設名称、浜坂すこやか広場について説明をさせていただきます。

選定理由につきましては議案第28号と同様ですので、説明は省略させていただきます。審議資料ナンバー3の274ページから基本協定書をつけさせていただいております。前回からの変更点としましては、293ページ、第7条の指定期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。指定管理料につきましては年度協定に定めるものとしておりますが、令和3年度につきましては104万円を計上させていただいております。

議案に返っていただきまして、公の施設の名称、浜坂すこやか広場、指定管理者となる団体の名称、新温泉町体育協会会長、西岡安雄、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第31号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂相撲場）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 議案第31号、公の施設に係る指定管理者の指定について、施設名称、浜坂相撲場につきまして説明をさせていただきます。

選定理由につきましては議案第28号と同様となりますので、説明を省略させていただきます。審議資料ナンバー3の304ページから基本協定書をつけさせていただいております。前回からの変更点としましては、308ページの第7条、指定期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。指定管理料につきましては年

度協定に定めるものとしておりますが、令和3年度につきましては32万円を計上させていただきます。

議案に返っていただきまして、公の施設名称、浜坂相撲場、指定管理者となる団体の名称、新温泉町体育協会会長、西岡安雄、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第32号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂体育センター）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 議案第32号、公の施設に係る指定管理者の指定について、施設名称、浜坂体育センターにつきまして説明をさせていただきます。

候補者の選定理由につきましては議案第28号と同様になりますので、説明は省略させていただきます。審議資料ナンバー3、319ページから基本協定書をつけさせていただきます。変更点としましては、323ページの指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしておるのが変更点でございます。指定管理料につきましては年度協定に定めるものとしておりますが、令和3年度につきましては242万円を計上させていただきます。

議案に返っていただきまして、公の施設名称、浜坂体育センター、指定管理者となる団体の名称、新温泉町体育協会会長、西岡安雄、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 確認なんです、新型コロナウイルスのワクチン接種は、浜坂地域においての集団接種会場として、浜坂体育センターで間違いなかったですかね。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） コロナのワクチン接種の関係については、ワクチンが届くのが4月26日の週に1箱だけということで、195バイアルということで、2回接種として487人分しか来ないという中で、今後どうしていくのかというのを医師会の先生方とも協議しながら検討しております。体育センターについては、5月から12月まで、水曜日と金曜日の午後、土曜日、日曜日ということで予約は押さえておりますけども、日程が、ワクチンの関係が決まらないんで、どうしてもちょっと次の計画が立てにくいという状況です。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうしますと、指定管理は体育協会が受けて、利用料いただいておりますけど、そうすると、健康福祉課から、町から体育協会に対して利用料が払われるということでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 町の事業ですので、免除ということで対応したいと思います。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 定期的にこの体育センターを使われている団体等があると思いますので、その辺、ワクチンの接種日等が具体的に決まり次第、両課の連携、体育協会とも連携を取って、その辺、周知等は早めにしていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 連携取りながら対応したいと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第33号、公の施設に係る指定管理者の指定について（浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 議案第33号、公の施設に係る指定管理者の指定について、施設名称、浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場につきまして説明をさせていただきます。

指定管理者の選定理由につきましては議案第28号と同様となりますので、説明を省略させていただきます。審議資料ナンバー3、334ページから基本協定書をつけさせていただきます。前回からの変更点としましては、338ページの第7条、指定の期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までと変更をしております。指定管理料につきましては年度協定に定めるものとしておりますが、令和3年度につきましては70万円を計上をさせていただきます。

議案に返っていただきまして、公の施設名称、浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場、指定管理者となる団体の名称、新温泉町体育協会会長、西岡安雄、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第34号、公の施設に係る指定管理者の指定について（旧八田中学校跡地体育施設）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 議案第34号、公の施設に係る指定管理者の指定について、施設名称、旧八田中学校跡地体育施設につきまして説明をさせていただきます。

審議資料ナンバー3、349ページをお開きいただきたいと思います。候補者の選定案でございます。公の施設の名称、旧八田中学校跡地体育施設、指定管理者の候補者名、特定非営利活動法人上山高原エコミュージアム、指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

選定理由としまして、特定非営利活動法人上山高原エコミュージアムは上山高原ふるさと館を指定管理者として管理運営しており、平成20年度途中からは当施設の指定管理となり、その組織、ノウハウを生かした一体的な管理運営を行ってきた実績があります。当団体の活動拠点が同一敷地内であるため、迅速かつ効率的な管理が可能であり、同団体が取り組んでいる地域内外との交流、資源活用、健康増進事業などにより、相乗的に施設の利用促進を図ることができるとしております。350ページから基本協定書をつけさせていただいております。前回からの変更点としまして、第7条の指定期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までと変更しております。指定管理料につきましては年度協定に定めるものとしておりますが、令和3年度につきましては33万5,000円を計上をさせていただいております。

議案に返っていただきまして、公の施設名称、旧八田中学校跡地体育施設、指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人上山高原エコミュージアム、代表理事、中村幸夫、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第54号

○議長（中井 勝君） 日程第34、議案第54号、町道浜坂第60号線白馬歩道橋修繕工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道浜坂第60号線白馬歩道橋修繕工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、議案第54号、町道浜坂第60号線白馬歩道橋修繕工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

まず、当該修繕工事の経緯について申し上げます。白馬歩道橋につきましては、昭和58年に浜坂温泉保養荘と同時期に整備され、岸田川河口に架かる赤いアーチ橋で、町のシンボルとして親しまれてきたところでございます。年齢でいいますと、38歳ということになるものでございます。平成24年の中央自動車道笹子トンネル落盤事故をきっかけに、道路構造物の点検及び補修が国を挙げて喫緊の大事業ということになりました。そのため、橋梁につきましても法定点検といたしまして5年ごとの定期点検が義務づけられまして、この白馬歩道橋につきましては、平成30年に定期点検を実施したところでございます。この点検結果で、白馬歩道橋につきましては、桁の腐食や床版のひび割れなどが見られ、健全度判定の1から4のうち、早期の措置が必要となる3となったことから、このたび補修工事を施行するものでございます。

追加議案の議案第54号ということでございます。説明に際しまして、追加の審議資料の追加ナンバーの365ページ、入札公表調書から説明させていただきます。入札件名は、建工事第30号、町道浜坂第60号線白馬歩道橋修繕工事、入札年月日につきましては、令和3年2月24日でございます。9の入札状況にございますように、町内業者13業者を指名いたしましたが、1社辞退ということになりまして、12社で入札を行いました。入札の結果、山村建設工業有限会社が6,957万円で落札しまして、4の落札価格でございますが、消費税10%を加算いたしまして7,652万7,000円ということでございます。なお、2社が最低制限価格を下回り、失格となっております。また、仮契約につきましては、2月25日に締結をしたところでございます。

追加の審議資料の366ページを御覧いただきたいと思っております。修繕工事の概要についてでございます。まず、1の諸元といたしまして、橋梁名、白馬歩道橋、路線名、町道浜坂第60号線、架設年次、1983年、昭和58年でございます。橋長138メートル、幅員2.5メートルでございます。点検実施年月日は、2018年、平成30年の2月28日で、判定につきましては4段階のうち3で、早期処置が必要という判定によりまして、このたび国庫補助事業の道路メンテナンス事業補助金で実施するものでございます。

2でございますが、主な補修項目としまして、9項目上げさせていただいております。1つ目としまして、伸縮装置補修工につきましては、橋梁、左右にございますその2か所の補修工事でございます。2つ目でございます。ひび割れ注入工169メートルにつきましては、コンクリート部分のひび割れ補修で、床版、地覆、橋台、橋脚とございますが、主には床版でございます。3つ目に断面修復工0.139立米、これもコンクリート部分の断面補修でございまして、主には床版でございます。4つ目に重複部補修工54か所、高欄の基礎部分の修繕でございます。5つ目でございます。コンクリートの表面保護工585平米、これはコンクリート表面に水分の浸入を防ぐ塗装をするものでござ

ざいまして、主には床版でございます。6つ目に、舗装塗り替え工1,914平米、橋梁全体で素地調整ということで、けれん、さび落としですけれども、行いまして、塗り替えるものでございます。7つ目にボルトの取替え工ということで、1,347本でございます。8つ目にハンドホール蓋取替え工ということで、28か所でございますが、これは、アーチなど本体内部のボルトなどの調整のためのハンドホールでございます、その蓋の部分を取り替えるものでございます。最後に、配水管の取替え工ということで、水落としの8か所の取替えでございます。3の工事期間ですけれども、契約日から、令和3年3月31日としますが、繰越しをさせていただきます、9月末の完成予定ということでございます。

次のページには、平面図、側面図、断面図を添付させていただいております。恐れ入りますが、御清覧いただきたいと思っております。

それでは、議案本文に戻っていただきまして、議決事項といたしまして、1、契約の目的、町道浜坂第60号線白馬歩道橋修繕工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、7,652万7,000円、4、契約の相手方、兵庫県美方郡新温泉町岸田1748番地、山村建設工業有限会社代表取締役、山村満彦氏でございます。

以上、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後4時11分休憩

午後4時15分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次は、3月12日金曜日、午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後4時16分散会
